

令和6年6月定例会 経済委員会（付託）

令和6年6月24日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和5年度ターンテーブルの運営状況等について（資料1）
- 令和5年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料2）

中藤農林水産部長

この際、2点御報告させていただきます。

第1点目は、令和5年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。

資料1を御覧ください。

この度、令和5年度のターンテーブルの運営状況等を取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、1の施設の特徴でございます。

ターンテーブルは、東京都渋谷区において飲食、宿泊、交流機能を通じた魅力体験ができる、首都圏における本県の情報発信拠点です。

令和5年度の主な取組実績としては、枠囲みに記載のとおり、徳島の食と阿波おどりを融合させた食文化イベントの開催や、首都圏で開催されるイベントへの出張出店の実施などにより、積極的な徳島の魅力発信に努めた結果、様々なジャンルのメディアやSNSに合計534回掲載され、3億円を超える広告換算額が見込まれるPR効果が得られたところでございます。

続きまして、2の運営状況でございます。

インバウンド需要が回復したことにより、施設利用者数や売上げ、利益が過去最高になるとともに、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額も過去最高となっております。

施設利用者数につきましては、宿泊の利用者数が左から3列目、令和5年度の欄2段目に記載のとおり1万4,197人、前年度対比で279%と大きく増加し、飲食、物販と合わせた施設全体では、最下段に記載のとおり7万1,176人となったところでございます。

収支状況につきましては、宿泊の売上額が左から3列目、令和5年度の欄3段目に記載のとおり1億1,386万4,000円、前年度対比で684%と大きく増加したことから、総売上高は、同欄1段目に記載のとおり2億9,225万5,000円となり、経常利益につきましても、同欄最下段に記載のとおり138万4,000円の黒字となったところでございます。

ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額及び仕入額につきましては、売上額は左から3列目、令和5年度の欄1段目に記載のとおり3億8,329万5,000円、前年度対比で130%となり、仕入額は同欄2段目に記載のとおり3億3,977万8,000円、前年度対比で131%となったところでございます。

続きまして、3の今後の主な取組でございます。

日本最大の消費地である首都圏において、更なる県産食材の認知度向上と販路拡大を図るため、出張アンテナショップを積極的に展開し、首都圏での県産品の露出機会を拡大させるとともに、県内生産者の販路拡大を支援するテストマーケティング機能を強化してまいります。

また、若者の発想やネットワークを活用した交流会の開催や、新たな徳島の食の魅力の創出を通じて、徳島新時代に向けオール徳島で魅力を発信し、首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点としてその機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

第2点目は、令和5年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料2を御覧ください。

この度、令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額を取りまとめましたので、御報告いたします。

1の被害額でございますが、令和5年度は7,763万9,000円となっており、前年度から895万4,000円の減となっております。

2の獣種別被害額の状況でございますが、（1）ニホンジカによる被害額は4,273万2,000円、対前年比119%と増加し、中山間地域の果樹の被害が63%を占める状況となっております。

一方、（2）イノシシは1,442万2,000円、対前年比53%、（3）ニホンザルは1,437万9,000円、対前年比96%、（4）その他として、カラスやカモ等は610万6,000円、対前年比83%であり、いずれも減少しております。

3の今年度の対策といたしまして、（1）防除対策については、国の交付金を活用し、集落と一体となった追い払いや、侵入防止柵・ネットの整備等により防除の強化を図ってまいります。

（2）捕獲対策については、国の交付金を活用し、継続的な有害鳥獣捕獲や個体数管理を推進するとともに、新たに高密度地域での餌付け誘因を用いた、くくり罠によるシカの集中捕獲を実施してまいります。

（3）Webサイト、徳島鳥獣対策マップの運用開始については、県民が登録した鳥獣の出没・被害情報を市町村や猟友会などの関係団体が共有・活用することにより、効果的な捕獲・防除を推進してまいります。

（4）ジビエの消費拡大については、新たに流通担当者や飲食店等を対象とした阿波地美栄体験ツアーを開催するとともに、学校給食でのジビエ利用の拡大を推進してまいります。

なお、資料最下段に令和5年度のニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲数について、速報値でございますが記載しております。

今後とも効果的な対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

井村委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田（理）委員

前回の経済委員会の際にも言っていたのですが、水産業の釣〜リズムという話が観光スポーツ文化部から出ています。漁師さんが言われているのが、魚の値段が安い、でも魚が捕ればまだいいけれど、魚も捕れないという現状にあって、そしてワカメの養殖についても、今年はまだ比較的良かったというような話は伺っているのですが、種付けした小さなワカメが魚の餌になったという話の中で漁師さんが、磯焼けというか、海底に何も無い、水草もなければ、藻も生えていないような状況なので、その中にワカメを入れると、餌としか思えないよねという自然界の摂理の話もおっしゃっていたのも重ねて思い出します。

現状にあって、漁業を守ってもらうという部分と、<sup>なりわい</sup>生業を守ってもらうという意味で、県においてはアカデミーという仕組みを作って、全国から徳島県の漁業に従事したい意欲のある若い方の呼び込みをしてくださっているのですが、その方たちも含め、今まで漁業に取り組んでいる皆さんが<sup>なりわい</sup>生業を続けていくためには、現状では非常に厳しいものがあると思うのですが、水産業の振興について、いかがお考えですか。

岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員より、漁業生産量が減少して、アカデミーなど担い手対策について、どのように取り組んでいるのかというような御質問だったかと思えます。

まず1点目としまして、漁業生産量が減少した要因について御説明させていただきます。

本県の漁業生産量におきましては、昭和54年の約8万4,000tをピークに漸減しており、令和4年の漁業生産量は1万8,000t余りと、ピーク時の約2割まで減少しております。

漁業生産量の減少要因といたしましては、大きくは高水温化や貧栄養化など、漁場、海洋環境が大きく変化しまして、アワビやサザエなどの生息場所となる藻場の衰退や、ワカメやノリなどの藻類養殖業の不振を招いているという実態がございまして、県水産研究課におきまして、海洋観測を長年実施しているところなのですが、年間の平均水温が、紀伊水道におきましては、50年前と比べますと約1.1℃、海部沿岸では、50年前と比べますと0.7℃上昇していると。それから播磨灘におきましては、ちょっとスパンが違いますが、36年間で2.1℃上昇しているというような状況にございます。

そのほかにも、漁業者の皆さんの技術の向上によりまして、魚種によっては若干捕り過ぎとなり水産資源が減少したこと。それから、漁業就業者の減少や高齢化によりまして、生産体制が脆弱になったということも考えられると思えます。

こうした状況を踏まえまして、これまでの対策、それから今年度の対応としましては、水産資源の持続的利用を図る資源管理型漁業の推進に向けた調査、水産資源の増大に向け

て、先日もお越しいただきました栽培漁業センターにおきまして、アワビとかクルマエビの種苗生産、それから放流、さらには水産生物の産卵育成の場となります藻場の育成、それから先日、報道などでもしていただきました養殖サツキマスの安定生産体制の構築に向けた現場実証試験、それからワカメ等の藻類養殖における食害対策にも取り組んでおります。

それから、先ほど委員のほうからお話もございました、とくしま漁業アカデミーにおきまして、本県水産業の担い手となる方々を毎年募集して、1年間の研修の後も、担い手の方々に県独自の支援を行いまして、地元に着するように取り組んでいるところでございます。

今後とも、持続可能な水産業の実現に向けまして、漁業生産量の増加に取り組んでまいりたいと思います。

#### 岡田（理）委員

いろいろ工夫されているのは分かるのですが、普通に沖に行って、普通に漁をして、普通に帰ってくる、いわゆる普通というか従来型の漁師さんも、はっきり言って高齢化を超えて超高齢化になっています。もう一つ言うと、燃料価格が高いので、かつて燃料が比較的安定していた時期だったら、捕れても捕れなくても皆さん沖に出て行って、漁獲があれば良かったなというような話は聞かれていたのですが、現在は油が高いので、ピンポイントで捕れるところに行き帰って来るか、漁がない日にはもう行かないというような話になっているので、漁獲高が減っているというか、なかなか沖に行っても魚がないというような話を、皆さん口々に言われていると思うのです。今おっしゃってくれた対策以外の、従来の漁業に毎日熱心に取り組まれている方たちに対しての手立てというのは、どうしようもないのですか。

また先ほどおっしゃったように、水温が上昇しているから魚の種類も変わりました、養殖ワカメの育成も変わりますって、それは当然、ワカメに関しては、高水温の対策でワカメの品種も改良してくださっているのを、漁師の方たちも知っているのです。

ただ、全員がワカメをしているわけではないし、漁期があって、いろいろ漁法によって、それぞれの時期に皆取り組まれているところで、枯渇しつつある魚の問題というのは、多分徳島だけの話ではなくて、日本中の海に面している県の課題としてあるのです。先ほどおっしゃったけれども、徳島県も播磨灘と紀伊水道と大阪湾周辺、それぞれの海域に面しているので、そういうところの分類をしながら、今後それを県だけで考えるのか、それとも他の県と情報交換していくのか、それとか国に対して訴えていくのか、何かもう少し大きいことをしていかないと、県単位での研究は限界が来ていると思うのです。

その一つの例が、50年間動かなかった瀬戸内海環境保全特別措置法が動いて、兵庫県が栄養塩の改善を行ったというようなところもありますので、その部分は、もう少し状況を分析してもらったとともに、業として水産業が持続していくような取組、そしてまた、捕り過ぎでないのなら育てていくという部分で、放流するという話もあります。いろいろな仕組みがあって、いろいろされてきた結果が今だと思うところもあるのですが、今後、もう少し大きな課題解決に向けてアクションを起こしていく必要があるとは思いますが、いかがですか。

## 岡崎水産振興課長

ただいま岡田委員から、これまでの対策に加えまして、大きな視点で新たな対策をというようにお話だったかと思います。

それで、昨今の経済情勢を踏まえまして、県それから水産振興公害対策基金のほうで、燃油高騰対策だとか、魚類養殖業のほうになるのですが、飼料高騰対策に取り組んでまいりました。

あと、沿岸の小規模な漁船漁業の方々に対しましての支援という部分では、漁場の環境情報、例えば水温や塩分の情報を県のほうからリアルタイムで発信するというような取組も行っております。

それから、瀬戸内海の地域や国レベルでの資源安定に向けた取組という話もあったかと思いますが、そこにつきましては、国のほうが音頭を取って、例えば海の中の水産資源の漁獲の対象になる資源の量やそれに対する稚魚の量の情報を各県から吸い上げて、例えばカタチイワシやブリといった魚種について、今後どれぐらい海域全体として捕るのが適正であるかというようなことを国のほうが示しつつ、かといって一方的に示すと、ある県ではこの時期では捕れて、ある県ではもう少し大きいサイズを捕るというような形で、魚によっては回遊もしていきますので、そのあたりの調整も進めてもらいながら、国のほうでも対外的に説明ができるように、漁業者にも納得してもらえりょうな形で話し合いを進めているところでございます。

なかなかすぐに抜本的な漁獲量の上昇にはつながらない部分もございまして、県としては、そういう各県の漁獲の状況だとか、そのシーズンシーズンの情報を的確に漁業者にお伝えしながら、漁業生産の安定確保に向けて、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

## 岡田（理）委員

はっきり言って、もう時間が余りないです。漁師さんが高齢化していて、今までずっと沖へ行ってくれていた漁師さんたちが行く時間がないですというので、そういう発想からアカデミーができたと思うのです。

アカデミーができて大分たちますけれども、そのときよりも、漁師さんの現実は厳しくなっています。なぜならば、魚の値段が上がらないし、魚の量が減っている。それと今課長がおっしゃったとおり、当然回遊していく海域が変わってきて、どこで捕れるということも変わってきている。だから、徳島で捕れていたものが違うところで捕れ始めたということもあるんで、そういう中であって、徳島の現状を訴える機会というのを、もっともっと作っていく必要もあると思うし、私としては徳島県が作ってくれる商社で売り込んでいったら、魚価を高く買ってくれるのかなということもある。逆に言うと、前回の経済委員会でも言いましたけれども、徳島県の商社という部分にもものすごい期待をしているところもあって、魚の値段も、漁師さんに返ってくるような魚価の設定の仕方であったり、中間マージンだけで取られて終わりというのではない仕組み作りというの、是非農林水産部で提言してほしいと思います。

それで、今魚の話をしているのですけれども、農産物についても、会派で以前台湾に行かせていただいたときにも、台湾の市場では徳島で売っているものの3倍、4倍の値段で

売られていました。でも結局、農家さんに聞いたら、途中で市場に出したり、いろいろ中間のところに出しているのです、その値段になっていく過程は知らなくて、出している金額は変わらないという話なんです。

何を言いたいかというと、農家さんも漁師さんも林業もみんなそうだけれど、第一次産品が基幹産業になっている徳島にとって、その皆さんに返ってくる仕組みを作ってもらわないと。そこに仲介していく皆さんたちがいるからこそ、当然価格は高くなって市場に出て行って、輸出しているときの価格ってびっくりするような値段で売られているのも現実にあるのですけども、それでまた、その値段で買ってくれる海外の方たちがいらっしゃるといっても現実なのです。

そこで一つ、農林水産部としては是非お願いしたいのは、せつかく商社ができるので、その生産者の方たちに利益が戻ってくるような売り方を考えてもらって、徳島県がする商社で売ったら一番生産者に返ってくる、生産者の方たちももうけられるような仕組みになれば、後継者の人も増えてくるし、また新規参入の若い方たちも、それぞれ皆さんが業態を見ているので、いろいろ皆入ってくると思うし、多分これから時代が進むと、副業という形でいろんな仕事をしながら農業、水産業に関わっていくこともできるようになると思います。その新しい仕組みも使って、是非活性化するような取組として、徳島県の第一次産業という農林水産業を支えていく仕組みになるように、是非農林水産部から、大きな声を上げてほしいと思うのですけど、いかがですか。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま岡田委員から、県内生産者の利益につながる事が大切だということで、どのようにしていくかという御質問を頂戴いたしました。

先日も経済産業部のほうでお話しさせていただきましたとおり、新たな地域商社の組織や運営体制等につきましては、現在経済産業部とも連携を図りながら検討を進めているところでございます。

委員お話しのとおり、新たな地域商社が県内生産者の所得向上へとつながっていくことが非常に重要であると認識しております。県内生産者の所得向上には、この新たな地域商社が県産農林水産物の新たな販路を開拓して、より有利な販売へとつなげていく必要があると考えております。

国内外での実務経験等を有する方に参画いただいたり、より実効性の高い組織として設立するように、これから経済産業部と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

そこに懸かってくると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

それで、実は徳島県は災害が多いというところで、1月1日にも能登半島地震がありましたし、いろんなところで、ため池の崩壊であったり漁港の隆起という、想定を絶するような災害が起こっています。

徳島県も南海トラフ巨大地震を迎え撃つというような現状にあつて、また線状降水帯が発生しますし、先般も大雨が降っていたというところもあつて、最近の被害は地震であつ

たり洪水であったり、かつて想定していたものよりもはるかに巨大化しているというか、大量に雨が降るといふところと、地震も強度が上がっている。今朝も震度1の地震が揺れていましたけども、頻度も上がってきつつある現状だと思います。

そしてまた、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進められていて、もうそろそろ期限が来ようかとしているのですけれども、この件に関しまして、今までもずっと強靱化予算を使って、激甚化していく災害に備えて、漁港や河川も、農林水産業が関わるところも全て取組をされていると思うのですけども、まだできていないところとか、計画段階であるところとか、いろいろまだまだ完全に今の状況で強靱化が完了したとは言いきれないと思います。

これまで本県において防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策でどのような取組をされてきたのかを教えてください。

中原農山漁村振興課長

ただいま、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のこれまでの取組について御質問を頂きました。

農林水産部では、農業、林野、それと水産の3分野におきまして、令和2年度からの防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算で県予算を合計約123億3,000万円計上しまして、様々な対策を実施してきたところでございます。

主なものとしましては、まず農業分野では、決壊した場合に下流への影響が大きい農業用ため池の決壊の防止に向けまして、吉野川市の塚池、あるいは三好市の花園池など6か所のため池におきまして、防災・減災対策を実施しております。

防災・減災対策には、例えば堤体の補強ですとか、あるいは老朽化した取水施設、決壊の元になるのですけども、その改修などをしております。

林野の分野におきましては、山地災害の防止に向けまして、美馬市の藤原地区あるいは神山の日浦地区など61か所におきまして治山対策、また水産では、防災機能の強化に向けまして椿泊漁港の岸壁ですとか、牟岐、由岐、鞆奥の漁港の防波堤の耐震化など、災害に強い農山漁村地域づくりに向けました対策工事に着手しており、うち一部は完了しております。

このように、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を通常の公共の予算にプラスすることによりまして、いろんな対策を前倒しして着手しておるといふ状況でございます。

岡田（理）委員

今、説明いただきましたように、従来取り組む速度より早く取り組んでいるということは、南海トラフ巨大地震、また自然災害が巨大化する中であって、徳島県の農林水産業を守る、県土を守っていくという意味では、非常に意義があることだと思われま

す。そして徳島県は、中山間地域も非常に多くて、洪水とか、あと雪崩であったり山崩れであったりという、いろんな部分もあると思うのですけども、今回地理的に条件的に非常に悪いと言われている中山間地域や海岸、沿岸についても、今それを上乗せして取り組んでいるところだといふ答弁だったんですが、その上乗せで、今回の期間で間に合うような話

なんですか。

それと、言い始めると多分まだまだあると思うし、自分たちの地元でもまだまだ、そこをしてくれるならこっちもしてよというような声もあろうかと思うのですけども、そのあたりはどんな現状でしょうか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、対策が必要な箇所がまだまだ残っているのか、あるいは完了しておるのか、あるいは完了が近いのかという御質問でございますが、結論から申しますと、まだまだ残っているという状況でございます。

先ほど申しました農業、林野、水産、いずれのところも、緊急度が高く優先しなければいけないだろうという箇所から対策を進めている状況でございますが、対策すべき箇所は多く残っている状況でございます。

例えば農業で言いますと、防災重点ため池でありましたら、363か所のうち、今着手できているのは70か所、残りについては全てしなければいけないというのではなくて、しなければいけないところを決めていく。それにはまず調査が要るということで、その調査も併せて進めているところでございます。

林野におけます山地災害危険地区では479地区のうち、これまで66%の315地区で着手できています。ただし、あとはまだ残っている状況でございます。

水産におきましても、先ほど申しました四つ五つの漁港で耐震化あるいは老朽化対策、土佐泊とかでもやっているところでございますが、引き続き、地元の方あるいは漁業者の方、農業者の方、それから住民の方の話も聞きながら、調査結果も踏まえて優先すべきところを決めて鋭意対策していきたいというところでございます。

岡田（理）委員

今の説明によりますと、まだまだ道半ばというか、半分は超えているところもあるし、半分までいっていないところもあるし、そしてまた、南のほうから重点的にされてきている部分と、老朽化の部分に関しては優先的にされているというところで、調査されて優先順位も付けられているようなんですけど、まだ調査をしてもらう段階に至っていない場所や、県北部になると私の地元もいっぱい言っているけど、まだまだっていうところもあります。この場合、まだまだ継続してかなりの予算が必要だと思われま。県は、国に対して5か年加速化対策予算の確保と、対策後も安定的、継続的に強靱化予算が必要である旨を、政策要望などあらゆる機会を通じて国へ要望していくとなっているようなんですけど、強靱化予算は計画的な防災・減災対策に欠かせない、また地場産業の農林水産業の確保をする意味でも、そしてまた生業を持続していくためにも、必ず必要なハードインフラであると思われま。ので、県議会としても歩調を合わせて、国に向けて要望をしていくべきだと考えております。

井村委員長、県議会として、国に対し防災・減災国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書を提出してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

井村委員長

ただいま岡田委員より、防災・減災国土強靱化対策の強力な推進について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいとの提案がありました。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、経済委員長名で意見書案を議長宛に提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」言う者あり）

異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは文案は、正副委員長に御一任願います。

また、当該意見書については、県土整備委員会にも関係しますので、併せて提出する場合は文案を相談したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

#### 古野委員

先ほど部長から報告を頂きました、野生鳥獣による作物被害の状況についてお尋ねいたします。

令和5年の被害額全体では、対前年比90%と減少している一方で、ニホンジカの被害はおよそ2割増加しております。

被害状況やその対策の詳細はどのようになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま古野委員より、ニホンジカの被害状況やその対策についての御質問がありました。

本県の令和5年度の農作物の被害額は前年度と比べ、イノシシは53%、ニホンザルは96%と減少しており、これらの被害額の減少については、これまで延べ60基のサル用の大型捕獲柵を設置するとともに、令和5年度に侵入防止柵を前年度の1.7倍となる62kmを整備したことなど、これまでの防除・捕獲の対策と相まって効果が現れてきたものと考えております。

一方、ニホンジカの被害額は全体の55%を占めておりまして、前年度から19%増加するなど、依然として被害が増加している状況であります。

ニホンジカの被害額が増加している要因といたしましては、サルの場合は群れの行動範囲が特定されるため、その行動域に侵入防止柵や捕獲檻を設置することにより、一定の効果が見られる一方で、ニホンジカについては県下全域に生息している中で、特に県東部や県南部の生息密度が高く、侵入防止柵が未整備の中山間地域において、スダチ、ユズ、ミカンなどの果樹に鹿害が確認されているところでございます。

鳥獣被害の対策といたしましては、市町村や関係団体と連携・協力いたしまして、県が

行います指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲や、市町村の被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲、剣山周辺や県境付近における集中捕獲などについて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、被害が多かったニホンジカに関しましては、これらの対策に加えまして、新たに生態密度が高い地域において餌付け誘引によるくくり罠<sup>わな</sup>を用いた集中捕獲を実施し、ニホンジカによる農作物被害の軽減につなげてまいりたいと考えております。

#### 古野委員

今、新たなニホンジカの捕獲対策として、生息密度が高い地域で餌付け誘引によるくくり罠<sup>わな</sup>を用いた集中捕獲を実施すると説明いただきましたが、その詳細はどうなっておりますか。お尋ねいたします。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、新たなニホンジカの捕獲対策について御質問がございました。

本県においては、シカの糞塊<sup>ふん</sup>密度調査の値が高い地域を高密度地域と位置付けておりまして、国の交付金を活用し、県、市町村において集中捕獲に取り組んでいるところでございます。

今年度、新たに実施する高密度地域における集中捕獲は、箱罠<sup>わな</sup>よりも軽量で、シカが出没する場所に容易に設置ができるくくり罠<sup>わな</sup>を多数設置し、罠<sup>わな</sup>の周辺に餌を撒き、餌付けすることでシカを誘引し、群れごとに集中的に捕獲するものでございます。

この方法については、四国森林管理局によるシカ捕獲方法の実証試験において、箱罠<sup>わな</sup>に比べ捕獲数が1.6倍に増加したことが報告されているところでございまして、効果があると考えております。

このくくり罠<sup>わな</sup>を用いた集中捕獲は、現在、市町村のほうに調査を行っているところでございまして、今後積極的に実施したいと考えております。

#### 古野委員

私の地元の那賀町においても、ニホンジカによってユズやスダチなどの果樹に多くの被害が見られております。

私も過去に、ユズ用に防鹿ネット1.3kmを設置しましたが、なかなか効果が100%発揮できておりません。

今回の結果を検証して、シカの被害対策につなげていただきたいと思います。

最後にWebサイト徳島鳥獣対策マップの運用を7月から開始するとの報告を受けましたが、どのようなサイトで、どのように捕獲や防除に活用するのか、お尋ねいたします。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、Webサイト徳島鳥獣対策マップのサイトの内容と、その活用について御質問がございました。

徳島鳥獣対策マップは、鳥獣による農作物被害や人身被害の低減に向けて、イノシシ、シカ、サル等の出没情報を見える化し、鳥獣被害に対する防除対策や捕獲対策はもとより、

県民の皆様への注意喚起と事故防止を図ることを目的に創設した専用のWebサイトでございます。

県民の皆様が鳥獣を見つけた際に、出没位置や日時、鳥獣の種類、写真、被害状況等を直接登録していただくことで、最新の出没情報を表示、共有できるWebサイトとなっております。

このサイトにより、出没情報や被害情報がリアルタイムで把握できることから、市町村や猟友会など関係団体と連携の上、防護柵や罠<sup>わな</sup>の設置場所の選定などに活用するなど、効果的な防除捕獲につなげ、更なる被害低減を図ってまいりたいと考えております。

また、市街地周辺の出没情報も収集し、その地域の住民がイノシシやサルなどに遭遇するリスクを低減することにも活用したいと考えているところでございます。

なお、この専用Webサイトは7月上旬からの運用を予定しておりまして、公開後は県のホームページやSNSなどで広く発信するとともに、市町村や関係団体にも情報の提供と活用にご協力いただき、防除捕獲の対策はもちろんのこと、県民の皆様の安全・安心にもつなげていただけるよう広く周知してまいりたいと考えております。

#### 古野委員

説明があったとおり、この対策マップを有効に活用するためには県民の皆様方に知っていただくのが一番大事だろうと思います。

県民の皆様から頂いた情報を活用し、鳥獣被害が一層減少するように、引き続きしっかりと取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、林業労働力の確保についてお尋ねいたします。

徳島県では、これまでに実施してきた数ある林業プロジェクトにおいて、県産材の増産を担う林業従事者の育成確保を図るため、とくしま林業アカデミーを開校し、即戦力となる若手林業従事者を現場に送り込んでまいりました。

森林組合をはじめとする林業事業体では、非常に有り難いとの歓迎の言葉もありますが、まだまだ足りていない、もっと育ててほしいとの要望をよくお聞きいたします。

これまで卒業された人数と、県央部、南部、西部別の就業人口を教えてくださいたいと思います。

#### 平島林業振興課長

ただいま古野委員から、林業アカデミーの卒業者数と地域別の就業人口を教えてくださいたいという御質問かと思っております。

とくしま林業アカデミーは、林業就業希望者を対象に、1年間で実践的な林業技術を習得させ、11種類の資格免許を持った即戦力を育成する機関としまして、平成28年度に開校いたしました。

1期生から昨年度の8期生までの卒業生は合計120名に上りまして、全員が県内の林業事業体に就職し、毎年のが求人3倍を超えるなど、林業事業体の期待が大きいものとなっております。

次に、地域別の就業者数でございますけれども、アカデミー卒業生の就業者につきましては、徳島市、吉野川市、神山町などの県央部が33名、阿南市、那賀町、美波町、海陽町

などの県南部が50名、美馬市、三好市、つるぎ町などの県西部が37名となっております。

今年度の9期生は15名が入学するとともに、三好市が主体となって今年度開校しました三好林業アカデミーには定員の5名が入学し、総勢20名の研修生を育成しているところでございます。

今後とも、林業アカデミー研修生の確保や就職支援を実施するとともに、三好林業アカデミーと連携しまして研修体制を強化することで、更なる担い手の確保につなげてまいりたいと思っております。

#### 古野委員

とくしま林業アカデミーの卒業生が多い地域は、県南部であるとの御答弁を頂きました。

私は何となくそうではないと思っていたのですが、そのお話を聞いても実感が湧きません。お話を聞いていると、県央部の辺りが一番雇用が多いというか、希望者が多いというふうなことを森林組合だったり事業者の方々からもお聞きをしていたので、そうなのかな、南部が多いのかということで実際、実感が湧かないというのが私の感想です。

私の地元、那賀町では、伐採などの木材生産は少しずつ増えているのかもしれませんが、植林や下草除伐などの保育に従事する人が、高齢化により激減いたしております。伐採後、数年間長期にわたって放置されているところもございます。

このままでは国や県が進める、切って、使って、植える、育てる、森林資源の循環利用が達成できないどころか、植林しないと激甚化、頻発化する豪雨災害が多発するおそれがあります。

これまで以上に担い手を確保するには、外国人も視野に入れた、あらゆる手法による人材確保等が必要と考えますが、県の所見をお伺いいたします。

#### 平畠林業振興課長

古野委員から、これまで以上にあらゆる手法による人材確保が必要でないかという御質問をお受けいたしました。

アカデミー開講を契機としまして、森林組合等に就業する若者が増加しておりまして、アカデミー開講前の10年間、年平均で見てもみますと、年25人でありましたところ、アカデミー開講後は年平均41人と1.6倍の伸びを見せております。

しかしながら、委員御指摘のとおり、現状の林業従事者だけでは再造林や造林後の維持管理に係る人材が不足しておりまして、森林サイクルの確立に必要な植林作業に従事する人材の確保が求められているということはよく聞いております。

このため、元気なシニアの方に専門研修を受講してもらい、植林隊に登録してきましたが、令和4年度からはその対象を健康な学生とか女性に拡大するなど、県内各地の植林作業や植林後の刈り払い作業を担う人材を延べ40名育成したところでございます。

また、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる特定技能制度につきまして、林業、保育のほうを中心ですけれども、それと木材加工分野の創設に取り組むことを長年、県は国に要望してまいりました。

その結果、令和6年3月29日に林業と木材産業の分野の追加が閣議決定されたところで

ございます。

制度については、今後詳しくなってくると思いますけども、国の制度改正に向けた取組を注視しつつ、本県林業の担い手確保につながるものになったときには、林業事業体のニーズを聞きながら、十分に活用してまいりたいと考えております。

引き続き、林業アカデミーにおける人材育成を核としまして、林業の盛んな県南部、県西部の市町とも連携をしまして研修体制を強化することで、将来の本県林業を支える若手林業従事者の確保を図るとともに、指導者の育成や現場技能者に対するリスクリングを強化し、高度な技術者の育成増加に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

まず、釣〜リズムの観点から質問させていただきたいと思います。

徳島は、牟岐の磯釣りや鳴門のウチノ海いかだの筏釣りなど、海釣りが盛んな地域であり、今年度から県内の釣り関係事業者、旅行者、DMOが参加したプロジェクトチームによる釣りの魅力を観光誘客につなげる釣〜リズムが推進されております。

この釣〜リズムの推進については今後、様々な取組が検討されていくものと考えておりますけれども、その取組の一つといたしまして、釣り人口の裾野を広げるためにも、初心者やファミリー層をターゲットとしたものが必要と考えております。

この場合、漁港の防波堤や岸壁など、漁業従事者の方にとって非常に迷惑になるかもしれないところからの釣りが非常に増えてくるかと思っております。そういったことから、漁業者との調整が課題となってくると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

#### 若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま岸本委員から、釣〜リズムの推進に関して漁業者との調整が課題となるという御質問を頂いております。

初めに、漁港の防波堤や岸壁から釣りをする場合には、転落防止柵など安全施設が整備されていないため、転落などの事故には十分注意していただきたいと思いますと考えております。

この上で、漁港については漁業を営むために造成した施設であり、漁業者の利用を優先し、漁業活動への支障となつてはならないものと考えているところでございます。

具体的には、これまで漁業者から、釣りに来た方の駐車場所が水産物の水揚げや漁網整備の支障となつたり、ごみの放置、漁船の係船ロープへ釣り糸が絡まったなどのお話を頂いているところでございます。

一方、漁村地域の活性化に向けては、釣〜リズムの推進による誘客が効果的であると考えております。

このため、釣り客や観光事業者と地元漁協の双方に利益ある形を築くことが重要であるとも認識をしております。漁港管理者としては、漁業活動を第一としつつも、漁港施設を活用した釣〜リズムの推進について、今後丁寧に対応してまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

あと、藻場がある付近は多種多様な魚がよく釣れると思われ、釣〜リズムを推進する上で魅力がある場所だと考えております。

一方、先ほどのお話にもございましたけれども、近年の海水温の上昇やアイゴの食害などにより、藻場が減少し続けている現状がある中で、県では藻場の造成に取り組まれているようですが、先ほどに続きますけど、その内容をお聞きしたいと思います。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま岸本委員から、藻場の造成の御質問を頂いております。

藻場は魚介類の産卵場や稚魚の保護、育成場となるほか、海域の水質浄化機能を有し、水産資源の増殖に重要な役割を果たしているものとなっております。

しかしながら、先般の質疑にもあったとおり、近年の高水温化などの環境変化やアイゴなどの魚類による食害により全国的に減少しており、本県も例外ではない状況となっている状況です。

このような中、漁業者から藻場の造成に対する要望が強いことから、県では平成17年度から藻場造成事業を実施しており、これまでに播磨灘南部地区や阿南地区など、県下31地区において約17.7haを造成しております。現在は、海部地区での藻場造成に取り組んでいるところです。

なお、藻場の増加による水産資源の増殖効果は、漁業のみならず釣〜リズムの推進においても有効な対策であると考えており、今後とも藻場の造成を実施してまいりたいと考えております。

岸本委員

先ほど釣〜リズムの中でもお話に上がったのは、例えば遊漁船に乗って魚を食べさせていただくとかいうことだと思っておりますが、魚を釣った後で食べていただく方法とかの啓発が必要ではないのかなと思っておりますけど、いかかでしょうか。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

岸本委員から、釣った後の魚を食べていただくことの御質問を頂いております。

委員からの御発言のとおり、釣った魚を有効に食べていただくということは、非常に重要であると考えております。

なお、漁村の活性化については、ただ単に釣りに来るだけではなく、現地で食事をしていただく、あるいは宿泊していただくことで、地域にお金を落とすという形で漁村の地域活性化につながると思っておりますので、釣〜リズムの推進につきまして、漁港管理者として協力できるところは協力していきたいと思っております。

岸本委員

地元にお金が落ちて、一番いいようになるのがいいのかなと思っておりますので、是非進めていただきたいと思います。

次に、本県の畜産、酪農家について、お話を聞かせていただきたいと思います。

本県の酪農家は全て徳島県酪農業協同組合の組合員であり、飼育する牛が生産する生乳<sup>せいによろ</sup>を当該組合が出荷しておりましたけれども、組合員の中で新たな組合を組織する動きがあったと認識しておりますが、その状況について、また生乳<sup>せいによろ</sup>の流通について御説明

いただけたらと思います。

#### 都築畜産振興課長

ただいま、酪農組合の現状と生乳流通について御質問を頂いたところです。

まず、生乳の流通についてでございますが、牛から搾ったそのままの乳を生乳と書いて生乳と言いますが、生乳自体は傷みやすく貯蔵性が低いことから、日々の搾乳後、速やかに乳業メーカーへ運び、牛乳へと処理をする必要があります。

このため、酪農家は日々の搾乳作業に追われ、出荷する生乳の価格交渉を行う時間的余裕がなく、不利な立場に置かれることが多いことから、個々の酪農家に代わり、指定生乳生産者団体が酪農家を代表して乳業メーカーと価格交渉を行い、販売するという方法が全国で9割以上を占めております。

本県におきましても同様でございますが、これまで県内酪農家は専門農協であります徳島県酪農業協同組合、徳島県酪と略しますが、そこに販売を委託しまして、徳島県酪は指定生乳生産者団体である四国生乳販売農業協同組合連合会、四国生乳販連と略しますが、そこへ販売し、四国生乳販連が酪農家を代表しまして、各乳業メーカーと価格交渉を行い、生乳の販売を行っているという流れがございます。

しかし、本年4月から徳島県酪の組合員のうち、個々の経営に適した合理的な生乳販売を目指す酪農家4戸の方が、新たに四国マイミルク酪農協同組合というのを設立いたしまして、この組合も徳島県酪と同様に、四国生乳販連へ販売委託を行っている現状がございます。

県としましては今後、徳島県酪農業協同組合と四国マイミルク酪農協同組合、双方を通じまして、これまでどおり酪農家に対する県施策等につきまして、それぞれ同等に説明を行い、事業を進める予定としております。

#### 岸本委員

ただいま、生乳の流通と、新たに発足した組合について御説明を頂きました。

新たな、四国マイミルク酪農協同組合に対してもしっかりと県の施策を届けるようお願いいたします。

これに伴う県内の酪農業への影響はないのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

#### 都築畜産振興課長

ただいま、酪農家への影響について御質問を頂いております。

生乳を集める集乳や四国生乳販連まで輸送する送乳は、これまでと同様の方式で行われておりまして、徳島県酪分と同一の集乳車や、一時保管場所でありますクーラーステーションを使用しております。

ただいまのところ、双方の組合や酪農家への影響はないと聞いております。

また、これまで徳島県酪で実施してきました、畜産クラスター事業によります機械導入や、今年度から公募が始まりました乳牛への支援事業などにつきましても、四国マイミルク酪農協同組合が取組への意向を示したことから、四国マイミルク酪農協同組合に対しましても、事業内容の説明や応募に関する助言、指導を行ったところでございます。

県としましても、両組合を通じ、これまでと同様に酪農家の皆様へ支援を実施するとともに、本県酪農業の持続的な発展につながる施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

これまでのウクライナ情勢や円安の長期化の影響による飼料代高騰、あと生産資材の高騰が酪農経営にも大きく影響していることから、経営の実情に応じた合理的な生乳販売<sup>せいにゅう</sup>を目指すグループの出現は理解できると思っております。

また、畜産農家の中でも非常に厳しいとされる酪農への負担軽減につながる、昨年度事業化した配合飼料・粗飼料への支援については、可能な限り速やかな給付を行っていただくようお願いしたいと思っております。

さらに、資材高騰など生産コスト上昇分を加味した、学校給食をはじめとする牛乳への価格転嫁については、本県の酪農業を将来的にわたり安定的に維持させるためにも、できるだけ反映できるよう是非とも県の後押しをお願いしたいと思っております。

続きまして、ターンテーブルのことはお話しさせていただきたいと思っております。

ターンテーブルは過去最高の利用者数とのことでございますけれども、徳島の認知度を向上させるためには、施設利用者数の更なる増加に向けたPRが重要と考えておりますけれども、どのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思っております。

#### 奈良とくしまブランド推進課長

ただいま岸本委員より、施設利用者数の更なる増加について御質問を頂戴いたしました。

先ほど、部長からも御説明させていただきましたとおり、令和5年度の施設利用者数につきましては対前年度で117%、1万354人の増加で7万1,176人と、民間ならではの知恵と工夫により大きく増加しているところでございます。

委員おっしゃるとおり、これに満足することなく、更なる利用者数の増加を図ることで、徳島の食をはじめとする本県の魅力を、国内外のより多くの方に体験いただくことが非常に重要であると考えております。

そのため、ホットペッパーやぐるなび、じゃらんといった多くの消費者に情報を届けることができる国内向け広報ツールや、海外旅行客の利用増加につながる国外向け宿泊予約サイトの活用、またマスコミに取り上げてもらうためのプレスリリースなど、利用者増加に向けた広報活動を積極的に実施することはもとより、令和6年度におきましては、首都圏で多くの消費者が集まるイベントへの出張アンテナショップの出店を積極的に行っていくことで、県産食材の露出機会を拡大するとともに、来場者にターンテーブルのPRを併せて実施することで、施設の利用者数の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

インバウンド需要がこれまでにない高まりを見せる中、外国人観光客を呼び込むためには、ターンテーブルで高級食材を取り扱うとか、高付加価値を図る必要があると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

## 奈良とくしまブランド推進課長

ただいま岸本委員より、高付加価値化、また高級食材の使用について御質問を頂戴いたしました。

インバウンド需要が回復し、東京を含む有名観光地におきましては海外旅行客が増加し、高単価の飲食需要が高まっていると認識しております。

ターンテーブルのレストランにおきましては、開設当初は高級路線で高単価のメニュー展開を行っていましたが、売上げが伸び悩んだことから、現在は消費者ニーズに即した価格設定で事業を展開させていただき、順調に飲食部門の売上を伸ばしているところでございます。

首都圏の感度の高い消費者ニーズに対応していくため、県産食材を使った新メニューを148種類開発するとともに、旬の野菜を使用した季節感あるフェアをビュッフェで実施するなど、県産食材の魅力を最大限に引き出し、付加価値を付けて提供させていただいているところでございます。

また、ターンテーブルでは新鮮な野菜はもちろんのこと、徳島県から取り寄せた新鮮な水産物から畜産物まで、多種多様な県産食材を使用させていただいており、ディナー営業では、阿波牛やアオリイカといった高級食材を使用したメニューもございます。

今後も首都圏の消費者ニーズを着実に捉えながら、増加する外国人旅行客需要への対応も検討いたしまして、メニュー開発や食材フェアなどの展開をすることで、県産食材の魅力を最大限に引き出してまいりたいと考えております。

## 岸本委員

オーバーツーリズムと言われている時代でございますので、外国人向けのそういった高付加価値なメニューの開発であったりとか、ほかにインフルエンサーの活用とか、外国人向けに発信していかないのかを教えていただけたらと思います。

## 奈良とくしまブランド推進課長

ただいま岸本委員より、インバウンド向けの事業展開について御質問を頂戴いたしました。

先ほど、資料でも御説明させていただいておりますとおり、県産食材の認知度向上及び販路拡大という点と、魅力発信、交流拠点の機能の最大化というところで、県出身の若者の発想やネットワークを活用した交流会も開催したいと考えております。

さらに、出張アンテナショップも積極的に展開いたしまして、露出機会を拡大していきたいと考えております。

広報につきましても、先ほど申し上げましたとおり、広告効果を最大限活用してまいりたいというふうに考えております。

## 岸本委員

県内出身の若者を使っただかくのもいいと思うのですが、外国人の方に向けていくのであれば、向こうの人気のある方とかを活用されたほうがいいのかと思いますので、そういった活用も検討していただけたらと思っております。

次に、ニホンジカの対策についてお伺いいたします。

先ほどお話がございましたけれども、野生鳥獣による農作物被害状況の報告でもありましたとおり、私も佐那河内村の方から、ニホンジカによるスダチの被害が大変深刻だとお聞きしております。

鳥獣被害に対しまして、侵入防止柵の設置などの防除もありますが、私は捕獲が重要と考えております。

捕獲について、どのような対策が実施されているのでしょうか。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、鳥獣の捕獲対策について御質問がございました。

先ほど御報告させていただいたとおり、ニホンジカによる令和5年度の農作物被害額は4,273万2,000円と、全体の被害額の55%を占めておりまして、なかでも中山間地域におけるスダチ、ユズ、ミカンなど、果樹への被害が63%を占めている状況でございます。

また委員お話しのとおり、佐那河内村においてもニホンジカによるスダチの被害が出ている状況でございます。

鳥獣被害対策としましても、先ほども御説明させていただきましたが、市町村や関係団体と連携、協力し、県が行う指定管理鳥獣等事業による捕獲や市町村の被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲、剣山周辺や県境付近における集中捕獲などに取り組んでいるところでございます。

この取組の結果、捕獲実績につきましては、狩猟者がレジャーとして行う狩猟も含めまして、令和4年度には過去最高の1万8,162頭、これは速報値になりますが、令和5年度も過去2番目の1万6,886頭を捕獲しているなど、令和2年度以降は平成26年度から平成30年度までの平均捕獲頭数1万2,000頭の125%となる1万5,000頭を超えるニホンジカを捕獲している状況でございます。

#### 岸本委員

ニホンジカの捕獲数が令和4年度に過去最高で、令和5年度に過去2番目であったことはよく分かりました。

しかしながら、今後も捕獲対策を進めていくには、高齢化が進む狩猟者の担い手の確保が非常に重要だと考えております。

若手狩猟者の確保のために、どのような取組が行われているのでしょうか。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、若手狩猟者の確保のための取組についての御質問がございました。

本県の狩猟免許の交付者数は、近年は3,000人程度で推移しております。

その一方で、年齢構成は60歳以上の割合が全体の4分の3を占めており、若者の狩猟者の育成確保が課題となっている状況でございます。

このため、県では平成30年度から狩猟免許を取得していない若者を対象に徳島ハンティングスクールを開校しており、座学とフィールド講習による狩猟免許取得や捕獲処理技術の習得支援を実施しておりまして、これまでに54名が免許を取得しております。

今年度はバージョンアップをいたしまして、少人数制のワークショップにより、ベテランハンターが蓄積した知識や技能を若手狩猟者に継承するハイスキルなハンター育成確保事業を実施することとしております。

また、農業大学校や林業アカデミー等の学生を対象とした狩猟免許出前講座を実施しておりまして、次世代の狩猟者の育成確保を図るとともに、令和元年5月に中四国で初めて設立されました徳島県猟友会青年部と連携し、若手狩猟者の総合技術向上の交流など支援をしているところでございます。

今後とも、猟友会や市町村など関係機関と連携し、引き続き若手狩猟者の育成と確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

ニホンジカの捕獲の状況とか、担い手の育成状況はよく分かりました。

シカによる果樹をはじめとした農作物の被害が軽減するよう、引き続き捕獲対策であったり、狩猟者の育成、確保対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、農泊のことについて質問させていただきたいと思っております。

農泊の状況でございますけれども、6月補正予算において、西部総合県民局から農泊の受入環境整備への支援が提案されております。

県西部では、交流人口の拡大に向けて積極的に農泊を展開されておりますが、県内全体での農泊の状況はどうなっているのでしょうか。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、徳島県内の農泊の状況について質問がありました。

農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行のことです。

この農林漁業体験、農村交流、宿泊の拠点となる農林漁家民宿は、都市と農山漁村と人々との交流拠点として、また農家の新たな収入確保の一つとして重要な役割が期待されております。

県においては、平成20年度に農林漁業者の方が小規模な施設でも比較的容易に開業できるように、農林漁業者が営み、宿泊者に農林漁業体験を提供し、客室延床面積33㎡未満、定員が10人未満の小規模な民宿を徳島農林漁家民宿とし、とくしま農林漁家民宿確認要綱に基づき開業する場合は、食品衛生法の特例措置が適用され、開業の手続の簡素化が図れる制度を創設し、これまでとくしま農林漁家民宿の普及拡大に努めてまいってきたところでございます。

現在では、県内各地域で68軒のとくしま農林漁家民宿が営業しておりまして、県では徳島県下の農林漁家民宿の特徴や体験メニューなどを記載したガイドブックを作成、公表するなど、魅力を発信しているところでございます。

農林漁家民宿の事業実績につきましては、令和5年5月には新型コロナウイルス感染症が五類感染症へ移行し、国内外の旅行需要が回復したことなどにより、令和5年度の農林漁家民宿への宿泊者数は、コロナ前の宿泊者数が最も高かった令和元年に比べまして25%増の5,998名、うち外国人宿泊者数は令和元年に比べ48%増の1,760名と、いずれも過去最

高を更新したところでございます。

#### 岸本委員

農家民泊への宿泊者数が過去最高になったとのお話がありました。

県内の農山漁村の関係人口を拡大して、農林水産業への理解を高めるためには非常に良い状況であり、継続して農泊をより一層推進する必要があると思っておりますけれども、今年度はどのような取組を行う予定でしょうか。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま、今年度の農泊の取組についての御質問がありました。

とくしま農林漁家民宿への宿泊者数が過去最高を更新するなど、国内外の旅行需要は旺盛であることから、旅行需要の呼び込みを促進することは必要であります。

県においては、とくしま農林漁家民宿及び周辺農山漁村地域の魅力を県内外へ向け効果的に発信し誘客を促進するため、今年度、「とくしま農林漁家民宿」魅力向上事業を実施することとしております。

具体的には、とくしま農林漁家民宿の受入体制の強化に向けまして、とくしま農林漁家民宿のスキルアップを図るため、キャッシュレス決済やインバウンド対応を学ぶセミナーの開催、開業を検討している事業者を対象といたしまして、制度や開業手順、県内の事例を学ぶ説明会の開催、経営者間の交流による連携強化等に取り組むこととしております。

また、農林漁家民宿を中心とした農泊の魅力を発信するため、本県の農泊を起点とした現地での食事や体験、観光を存分に楽しめるお勧めのルートを紹介する、徳島農泊お勧めルートムービーを作成する予定としております。

これに加えまして、関西圏からの誘客を図るため、引き続き本県が参画しております関西広域連合と連携いたしまして、関西広域連合エリア内の都市農村交流施設を対象としたスタンプラリーの開催や、関係者が一堂に集い現地研修や意見交換会を行う交流会などを実施することにより、県内外での需要喚起に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、とくしま農林漁家民宿の開業数や宿泊者数の増加などにつなげ、農山漁村地域の関係人口の拡大や地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

これまで農泊については、県西部での取組が多く報道されていると感じているところがあり、先行しているのだなと感じておりましたけれども、県全体でも頑張っているのだと認識いたしました。

しかしながら、農林水産体験につきましては、県内にはまだまだ多くの資源があるのではないのかなと考えております。

今後は、例えば徳島市から鳴門市にかけての芋堀り体験であったり、レンコン堀り体験などができる農林漁家民宿があればいいなと思っております。

県西部に負けず、東部や南部におきましても、取組が進めていけるように対応をよろしくお願いいたします。

仁木委員

私からは、漁業の食害、それにターンテーブル、地元の漁港等を質問させていただきたいと思います。

まず、食害の関係についてです。先ほどから藻場の造成ということをおっしゃっているわけなんですけど、積極的に藻場の造成というのを言い出したのは最近ですよ。最近になってだと思ふのです。ただし、藻場の造成っていうのは過去から言われていたわけなんです。

今回、釣〜リズムの話の流れから、こういった形で藻場のところへフォーカスされているんだと思うんですけども、これは釣〜リズムをするということで藻場の造成を積極的にしていくことになったのか。何が聞きたいかと言いましたら、釣〜リズムのために藻場造成するのか、それとも漁業者のためにするのか。今まで要望してもしてくれてなかったけれども、釣〜リズムを新たに作るから、逆に漁業者の皆様方のためにするのか、どっちなのかなっていうのが私は気になるんです。そこら辺をお教え願えたらと思います。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま仁木委員から、藻場の造成に関して御質問を受けております。

先ほどの岸本委員の答弁と重なる部分がございますけども、藻場の造成につきましては、漁業者からの強い要望を受けて、平成17年度から計画的にしております。

主目的につきましては、水産資源の増殖というところを主眼に置きまして整備しております。副次的な効果としまして、釣〜リズムへの応用もあるのかなと考えております。よろしくお願いたします。

仁木委員

私が言っているのは、平成17年からしていることは知っているけども、そうやって積極的に答弁し始めたのは最近でしょうっていう話なのです。

だから、釣〜リズムがなかったら、この件は前に進んでなかったと私は認識するわけなんです。過去からずっと要望というのはあったと思うのですよ。最近でもあると思うのですけども。

そうしたら、藻場の造成のやり方はいろいろあると思うのです。構造物を建てて、過去にやってきたような形で藻場を造っていくとか、はたまた廃船になっている船を沈めてから藻場の造成をするとか、いろんなやり方があると思うのですけども、こういった形で今、検討されているか教えてください。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

藻場の造成方法について御質問を頂いております。

近年、特に県南におきましては、高密度に<sup>い</sup>集したウニによる食害が藻場の磯焼けとなる原因となっております。

このため、ウニについては砂地の上を移動できないという習性に着目し、近年は砂地に単体で藻場を設置するというを実施しております。これによってウニによる食害を

防いでいるような状況もございます。

また、最近は大気温暖化によりまして、アイゴなどの魚類による食害というふうな問題になっておりますので、今後、藻場を造成していく上で、食害を防止するための食害防護ネットみたいなものも検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

藻場の造成と食害の対策というのを今、ミックスしていただいたんですけども、藻場を造成するというのは、先ほども申し上げたように、いわゆる藻床といった部分も造っていくという話なのか、藻場だけを守っていくという話なのか、いろんなやり方があると思うのですが、そこら辺が議論の中で明るみに出てこないの、我々過去から議論してきた者からしたらどんな感じなのかなと。平成17年からしてきたけども、ここからどんなに変わっていくんですかというところが気になるんです。

そこら辺って、例えばなんですけど、今までこれだけのものをしてきました、ここからはこれだけのものをしていきますという目標ってあるんですか。

若山生産基盤課水産基盤・国営担当室長

今、藻場造成の目標について御質問いただいております。

藻場の造成につきましては、いわゆる県北部とか阿南地区では、一定程度造成をしたと認識しております。

今後については、順番ではないんですけども、現在、海部地区で造成を進めさせていただいておりますので、まずは、海部地区での造成に集中的に取り組みたいと考えております。

仁木委員

今までの議論の流れだったら、海部地区で釣〜リズムをこうやっていく、重点的にやっていくっていうのを聞きたいけども、それを聞いたら、またおかしくなっていくので、何が言いたいかといったら、そういった釣〜リズムと併せて答弁をしていただければ、それとどうやって総合的に考えているのかっていうのが私は気になるんです。

だから、断片的に藻場を造成していきますよっていう話と、釣〜リズムが入ってからの話は、また変わってくるはずなんです。

だから、そこら辺を答えられるように、内部の中で実質的にどうしていくのかということを考えておいてほしいなと思うわけです。

今、ずっと皆さんと話をしていたら、釣〜リズムが入ってきて、その対策という部分についても同じ話になってくると思うんです。

だから、その部分をどうしていくのかっていうのは、今後とも検討していただきたいと思います。

本会議で質問を用意していたのですが、時間がなかったので取り下げているわけですが、いわゆる食害についてであります。いわゆるアイゴとかの話は、先ほど言ってくれた話でいいかな。では、それは先ほど言っていたということ、ターンテーブルの話に入っていきたいと思っております。

ターンテーブルにおきましては、運用方法の中で、いわゆる赤字がどんどん出てきたということが問題になって、経済委員会の議論の中で私が正しましたけども、結局のところ、ターンテーブルに掛けている県の予算というのは、運営している方々に対して、安く貸す、又貸しをする、いわば転貸をするというやり方ですね。その転貸をする部分の、県が安くしている値引き分については、県内の食材を広告、PRするためのものだと議論の中で説明していただきました。

それであるならば、これについて、広告力が実際どれだけあったのか。広告力というのは、いわゆる広告として、PRとして、どれだけの効果があったのかを数字で出さなければ検証はできないですよってという話で、広告の効果が約3億円とか、ターンテーブルがきっかけとなって都内の食材調達、いわゆる流通がどれだけあったのかも金額で出してくれなかったら効果検証できないですよって言って、こういった形でターンテーブルがきっかけとなった県産食材の売上げ、仕入れの額ということで出していただく。これは3年ぐらい前からしてもらっていると思うのです。実際この部分で言えば、どんどん増えていっていますし、広告効果も金額も出てきていますけども、整理のためにお聞きしますが、実際、今のところ転貸はどれぐらいの金額でいつまでの契約でされているか、確認のためにお教えてください。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま仁木委員より、家賃の部分の金額及び契約期間について御質問を頂戴いたしました。

ターンテーブルの事業スキームといたしまして、県がジャパンアセットマネジメントから年間約4,600万円で物件を賃貸いたしまして、ターンテーブルに年間約1,600万円の家賃で転貸をしております。

契約期間につきましては、令和4年から令和8年度になっております。

仁木委員

確認のために聞かせていただいたのですが、契約はあと2年になってくると思うのです。毎回毎回、契約前になったらどうするの、どうするのとなってきます。

実際に効果がこれだけ出てきているということは、この効果を今後2年間の契約でどれぐらいまで伸ばしていくか、どういう手法で伸ばしていくのかということが大切になってくると思うのです。

それを、契約期間においてどういう目標でどうしていくのかということの一つをお教え願いたい。

それともう一つは、契約更新が2年後に迫ってきています。2年後に迫ってきているということは、この1年掛けて来年度更新決定するというよりも、早めにどういう選択肢がありますよということを、今の事業者と話していかなければいけないと思います。

いろんなやり方があると思います。契約は終了しますというやり方もあれば、継続しますというやり方もあれば、ほかのやり方も考えられると思います。

そういった選択肢をどれだけ作っていくかっていうのは、今の事業者が急に変わる、変わるというのは契約内容が変わってしまう、もしくは出ていってくれと言われるかもしれ

ないということも含めて、いろいろやり方を考えなかったらいけないと思います。

2年後に迫っているということは、少なくとも1年半前までにはそういう話をしていかなければと思います。

だから、そういうことをどう考えられているのか、2点、お伺いしたいと思います。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま仁木委員より、ターンテーブルの利益につながった状況と、また、これからのターンテーブルの事業者との契約の更新につきまして御質問をいただきました。

3年ぐらい前から委員がおっしゃるとおり、県産食材の活性化につながった売上額を伸ばしていくということは、非常に重要であると認識しております。

ターンテーブルでは実際、近隣飲食店や徳島にゆかりのある飲食店など、首都圏実需者へのサンプル提供の営業活動を行うことで、生産者と実需者のマッチングを進めてきたほか、レストランでのフェアやビュッフェ、店舗内のマルシェを活用した県産品のテストマーケティングの実施などにより、新たな取引や商流の創出に取り組んできたところでございます。

テストマーケティングの実施に当たっては、サンプル品の提供方法やアンケート調査を実施するなど、事業者の実現したい内容のヒアリングを強化いたしまして、ターンテーブルがこれまで培った経験やノウハウ、実需者とのつながりを生かしたアドバイスを行いながら、今後も実施してまいりたいと考えております。

もう1点の、契約の更新につきまして、先ほども申し上げましたように、ターンテーブルの契約につきましては令和4年4月から令和9年の3月、年度で申しますと令和4年度から令和8年度ということで、5か年の長期継続になっておるところでございます。

おっしゃるとおり、契約上でも1年前までの再申込み及び申し伝えをしなければならないとなっておりますので、今後につきましても、更なる成果を十分に出すことも念頭に置き、事業者と連携を密にしながら、契約更新の際には、運営に支障がないように早めに適切なスケジュール感を持って、あらゆる選択肢を念頭に、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

井村委員長

午食のため休憩いたします。（12時03分）

井村委員長

それでは、再開します。（13時07分）

質疑をどうぞ。

仁木委員

引き続きターンテーブルでございますが、私が午前中に申し上げましたのは、2年後に迫った契約期間満了に向けて、また契約の内容におきましても、1年前の通告、話合いとなっているということで、2年後となりましたから、今年中にはどうしていくのか選択肢をしっかりと示していただいた上で、事業者と協議していつていただきたいと思います。

私はこのターンテーブル、実は最初は否定しておりました。最初に申し上げたように、最初は否定をしていたわけです。ただ、自分の意見を正当化するために落とし込んだのは、いわゆる広告・宣伝、そういったPRの部分を目的とした予算化であったということから落とし込んだんです。

ただ単に事業を委託するだとかいう話なんであれば、全くもって効果が得られてないのではないのかという話で、当初申し上げておったわけでございます。

でも、その目的がしっかりと効果としてこういう形で現れているというのであれば、事業者がこれまでコロナの苦難を乗り越えてされていることもありますから、その点は良いものは継続していくべきではないかなと思っております。

先ほど午前中に、岸本委員からいいお話がありました。私は、あのような観点はすごく必要だなと。どういう形で伸ばしていくのか、中に若い方を取り入れてというのは、理事者側からおっしゃいましたけども、インバウンド誘客とか、オーバーツーリズムの対策も含めて具体的にどうしていくのかということを考えていかなければいけないですね。

私は本会議でも申し上げましたけども、インバウンドを呼び込む中で、本県の一番いい形、専売特許みたいな形でありますのは、アニメではないのかなと思っています。

こういった都会の中で、ターンテーブルにおいても、アニメを活用した何かしらの誘客の方法がないのかなというようにも思うわけでございます。

そういった観点も含めて検討するべきではないかと思っておりますけれども、お考えをお聞かせいただければと思います。

#### 奈良とくしまブランド推進課長

ただいま仁木委員より、インバウンドを呼び込むためにアニメを活用したらいかがかという質問を頂戴いたしました。

令和6年度におきまして、これから若者の発想やネットワークを活用した交流会というところで、いろんなツールを使って展開をするということも考えられます。それは委員の御意見として参考にさせていただきながら、いろんなツールも活用しながら、いかにインバウンド、また国内の方々を呼び込めるかということを含めて検討してまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

そういった意見も踏まえて、いろいろと考えていただければと思います。

契約に関しては、理事者の皆さん方が考えることでございますから、こういった方向でやっていくかということについてはお任せしますが、ただし、契約期間内の2年間においては、最大限効果を見出していくことは必要ですから、その点については、今私が申し上げた観点を含めてお願いできればと思います。

こういう発想で申し上げますのは、他のホテルにおいても、そういったコンセプトの部屋を設けたりしています。例えば品川プリンスホテルは、インバウンド用に部屋を改装して、例えばゲームとコラボしたようなコンセプトの部屋にするとか、グランピングのコンセプトで部屋を改装するとか、いろんなやり方があると思います。その点、他の宿泊施設を参考にして、いろんな可能性を見いだしていただければと思いますので、よろしくお願

いしたいと思います。

次に、あと2点ございますが、私がフランスに行かせていただいた中で、本会議でレポートを7,800字記しましたって言いませうけれども、そのレポートについて一部理事者の皆様方に共有するために、お渡しした分もございます。

その中で、本会議で言わなかったことがいっぱいあるんですけども、アニメを利用した海外戦略ってすごく重要になってくると思うのです。そういった部分とコラボしていくということも必要なんですけれども、ここはアニメは関係ないのでそこは触れずに、触れたいのは行って分かったこと。

牛肉の可能性って申し上げました。飽和がまだまだ追いついていないというような状況で、どんどんこういう輸出に向けても戦略を組んでいかなければいけないのではないのかと。他県がされている東南アジアでの競争に打ち勝っていくということも必要なんですけれども、競争率が低いところにおいて、どう先に一手を打っていくかということが非常に大切になってくるのではないかと申し上げました。

その中で、EU戦略、また米国戦略において、いわゆる食肉処理場の問題であるとか、様々な部分におきまして、その点を牽引できない部分があります。

これは中四国において、食肉センター、屠場がないという状況も一つあると思います。

これは市の問題かもしれませんが、この部分をいかにして早くしていくのが非常に重要になってくると思うのです。

だから、こういった形で、前に進みにくい状況を踏まえた上で言えば、こういった手段が一番いいのかなという議論を深めていかなければいけないのと違うかなと私は思いまして、そういった観点で、何かしら県のほうで考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

#### 都築畜産振興課長

ただいま委員から、三ツ星ビーフの販売戦略について御質問いただいております。

まず、三ツ星ビーフにつきましては、徳島育ち、高品質に加えまして、全国で初めて畜産GAP認証取得を要件としました牛肉ブランドであり、県ではこれまで認知度向上と販路拡大に努めてまいりました。

本年1月、フランスにおきまして、ミシュラン星付きレストランのシェフをはじめ、バイヤーなどへ三ツ星ビーフの販路拡大に向けた食事を伴うプロモーションを開催したところでもあります。

この際、出席者との意見交換におきまして、フランスでは脂身の少ない赤身肉が好まれる傾向にあることから、フランスにおいて三ツ星ビーフの需要拡大を図るためには、肉質や等級だけではなく、三ツ星ビーフブランドが持つストーリー性やおいしさに重きを置いたアピールを行うことが効果的であるという御意見を頂いたところでもあります。

そこで、今後のフランスをはじめとした海外プロモーションにおきましては、試食会などの席に生産者が参加している場合がございます。

そのような場合には、生産工程における徹底した衛生管理、畜産GAP認証で求められる労働安全や環境保全の実践、EUでは非常に重要視されますアニマルウェルフェアへの配慮など、三ツ星ビーフならではのこだわりを生産者自らに御説明いただくことで、シェ

フやバイヤーの印象に残るようなPRを実施したいと考えております。

加えて、三ツ星ビーフのおいしさを味わうため、国によっては牛肉は煮込んで食べるものとか、焼いてステーキで食べるものなど様々な文化がございます。

そのため、三ツ星ビーフを食べるためには、こういう調理方法がありますよというような紹介も含め、フランスなど海外の皆様の方に合う料理を創出することにより、更なる需要拡大へとつなげてまいりたいと考えております。

今後とも、あらゆる機会を通じまして、本県が誇る畜産ブランドとくしま三ツ星ビーフの海外での認知度向上と販路拡大への取組を進捗させてまいりたいと考えております。

## 仁木委員

私がレポートとして書いた中にも、そのことを書かせていただいて、御一読いただいております。その中で今、引用していただいているのかなと思うわけなんですけども、実はフランスでは、食事の時間が非常に長かったです。

日本で言えば、大体あぁいった食事っていうのは2時間で収めるのが普通だと思うんですけども、昼でも夜でも、会食となったら大体3時間以上掛かります。

その間、おいしさの話だけではなくて、商談の話とか、これってどれぐらいなんだろうとか価格の問題から、どれぐらいの生産量があるのかなとかいう話があったわけなんです。

私はオブザーバーで同席させていただいたわけなんですけども、その中で、ある程度のこういった議論をしていたからこそ、自分で調査した数字も頭の中に入っていましたから、それを補完できるような話ができるわけなんですけども、一番思ったのは、その場に生産者がいることが大事なのかなと思ったわけなんです。

生産者が3時間の間待機されて、商談をするような場所でいたんです。

ですから、食している間に、有効に生産者がいろんな話ができるような、そういった仕組みに変えていただけたら、もっといいのではないかなと思います。そういったことも試行錯誤して、有効な部分にしていただきたいのが1点です。

もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、中四国において加工する施設がありません。

だから、それをいかにして補完していくのか、対策を打っていくのかということは非常に大事になってきます。

この点、ずっと申し上げているわけなんですけども、進展があれば教えていただきたい。進展がないのであれば質問を続けてまいるわけなんですけども、多分ないと思いますので、これ以上は聞きません。でも、せっかくのチャンスですから思いは聞いておいてほしい。その点をしっかりとお願いしたいなと申し上げておきます。

あと、もう一つ気付いたことは、フランスにおける食品衛生というか、いわゆるアニマルウェルフェアや生産工程については、世界一だろうなと思うわけなんですけども、実は私、帰ってくる前に肉にあたって帰ってきたわけなんです。

タルタルという、ユッケみたいなものを食べたんです。食品衛生が完璧なものだと思っていたので、三ツ星のシェフさんにどこのだったら安心して食べられますかと、海外だから怖いんですよという話をして、お勧めいただいたところで食べて、その日の夜中に死に

かけるぐらいになりました。

何が分かったかと言ったら、生産工程は非常に厳密で世界一だと思うんですけども、食品衛生の基準っていうのは、やっぱり日本はすごいなと思いました。

だから、出荷した後の口に入るまでのところっていうのは、日本のほうがすごいレベルであると。それまでの生産してから出荷するまでの間は、フランスやEU圏においてはすごいレベルだと思ったわけです。

この中で、スーパーにも行って市場調査したんですけども、向こうの星付きのパティシエさんに、いい卵はないですか、いい卵が手に入るようにどうにかできませんかって言われたので、ではどんな卵を売っているのかなと思って、スーパーと一緒に連れて行ってと言ってみせてもらったら、卵にいわゆる鶏糞<sup>ふん</sup>や鳥の羽とかが付いたものがパーッと並んでいるわけなんです。割ってみても、日本の黄色い滑らかな黄身でなく、白くて水臭いような卵なんです。

何が言いたいかと言ったら、どうにかして向こうに日本の卵を生産できるような技術を持って行って、向こうで生産した卵を、市場の中で流通というか、使えないかということも、そのパティシエの方はおっしゃっていたわけです。

卵って持って行くのはなかなか難しいと思うのですね。生のものというのは。ただし、日本の、例えば徳島の採卵鶏の技術を向こうで作るというやり方は、何かしらできるのではないのかなと思うわけなんです。

そういった形で可能性がまだまだありますから、その点を研究していただいて、肉とか魚、ワカメとか、そういった部分以外にも可能性があるということを調査していただいて、取組ができるのだったらしていくべきでないのかなと思います。

そういったことに関して、何かコメントいただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

#### 都築畜産振興課長

ただいま委員から、卵だけではないですが、特に卵という話がございました。

日本の卵は生食前提で作られています、そのような生食前提というのが、まず世界ではまれであるというところがございます。

日本では衛生管理がしっかりしている卵を例にとりますと、採卵してから、先ほど言いました鶏糞<sup>ふん</sup>とかが付かないようにGPセンター、グレーディングパッキングセンターというところで衛生管理を行いまして、表面を消毒するなりして、決められた期間の間に生食してくださいという期限をもって販売しているのが実情であります。

一方、その卵を輸出ということになりますと、委員がおっしゃられたとおり、期限が短くて単価の安い食品でありますので、現実的にヨーロッパへ輸出してっていうのはなかなか難しいことがあろうかと思えます。

ただ、現地でということとは可能性としてはあります。県内の団体様の要望もあると思いますので、その辺も含めて聞き取りしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

是非とも県内の団体さん、私は要望を受けてないんですよ。でも行って思ったことは、

チャンスだなと思ったわけです。だから、そういったチャンスがあるかもしれないのだけれども、県内で技術を持ってやりたい人はいませんかということも聞いてみてもらうほうがいいのではないのかなと思います。

いずれにしても、今回のフランス、また欧州の戦略を含めてですけど、本県がやっている政策については、最初はこんなたくさんやってどうなるんだと思ったんですけども、でも非常にいい戦略でやられていると思いました。本当に有効的なやり方だと思います。

今回の件については、本当に評価できるものであった。評価できるものであったんですけど、問題点と改善点はいっぱい出てきましたから、その点は、ここからしっかりと改善して勝ち取っていく、ほかの県に負けないとか取られないようにしてやっていくということを、部長、どうぞよろしくお願いします。

最後に、地元で恐縮なんですけども、長生町の地域の浸水について、これは生産基盤の浸水被害についてです。

私の地元、長生町の長生平野全体におきましては、多少の雨でも、遊水といいますか、土地が低いがために浸水します。これは住宅地の浸水被害ではなくて、農地の浸水被害です。この広さというのは、本当に大きいものなんです。

この部分で今、長生町におきましては、県の御配慮も頂いて、ほ場整備事業をしているわけです。三村の部分と、それと長生町の中央地区におきましてやられている感じでございます。

その中で、せっかく生産基盤を整えるためにほ場整備しているけども、その浸水対策はなされない。なされないのには理由があるんです。

被害が出ないようにするために、桑野川に放流するポンプの施設があります。これは国交省が造ったポンプ場です。国交省が造るのはどういったポンプ場かといいましたら、いわゆる治水です。治水っていうのは、生活者、住居に浸水が及ばないようにするためのポンプ施設ですから、農業の被害があるためにポンプを回すということはしません。しないのです。それを誰がするのかとなったら、生産基盤を整えるところ、これは県になってくるわけです。

この生活のための排水機能ではなくて、生産基盤として今、ほ場整備事業として基盤整備を進めている。投資している部分、金を掛けているのに、いわゆる萎縮病とかの関係で米の価格が下がってしまう。等級が下がってしまう。この現状というのは不利益だと思うのです。

それを改善するためには、生産基盤の観点から改めて浸水対策をしていかなければいけないと思いますし、地元からも強く要望があるわけでございます。

この点について改善するために、どうにか前に進めていっていただけないかということについて、お聞きさせていただけたらと思います。

#### 坪井生産基盤課長

ただいま仁木委員から、長生地域の農地の浸水被害についての御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、長生地域におきましては水が集まりやすい地形でございます。台風等の豪雨によりまして浸水の被害が発生しているようなところでございまして、農地への浸水によります農家の皆様方の不安を解消し、安定的な農業経営の実現に向けた農地の

浸水対策の検討が必要であると認識をしているところでございます。

浸水対策の検討に当たりましては、降雨時の地域の状況を把握するために、浸水する面積であるとか、また雨の降り方や雨の降る時間などの数値を用いて、様々な条件の下で繰り返し計算を行います、地域の排水状況を数値化する排水の解析を実施する必要があると考えておるところでございます。

仁木委員

時間もないですけども、排水の解析をしていく必要があると考えていらっしゃるんですか。排水の必要があるという解析をしていただけませんかという質問なんです。お願いできますでしょうか。

坪井生産基盤課長

ただいま委員から、排水解析をしてはどうかという御質問を頂いております。

排水解析の実施に当たりましては、県の調査事業を活用するところでございますが、その際には関係いたします阿南市さんにも御負担いただく必要がございます。

まずは、排水解析に当たります費用等について試算を行いまして、阿南市の御協力も頂きながら検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

今の御答弁をまとめますと、阿南市からのいわゆる負担部分が要るから、阿南市が逆に要望してくるのであれば、その部分について県は検討しますよということよろしいですか。

坪井生産基盤課長

ただいま委員から、長生地域の排水につきまして、阿南市からの要望があれば実施するのかという御質問を頂いております。

長生地域の排水につきましては、排水の実施に向けまして、地元からの要望もございまずし、様々な検討をしてまいりたいと考えております。

まずは、農地の浸水状況の把握であるとか、既存施設の収集分析などに取り組みまして、関係します阿南市さんとの協議を進めてまいりたいと考えております。

仁木委員

まとめさせていただきたいと思いますが、状況を把握するということなんですけども、状況は把握されていなければいけない事案ですよ、元から那賀川水系と言われる部分については、国交省に要望している部分です。

なぜこれが行われているかっていうことは、分かっている当然の話だと私は思っているわけなんです。

ですから、状況把握するのは分かるんですけども、状況把握するよりも、その前からどういうことをしていったらいいのかなっていうことは、是非考えておいていただきたいということでございます。

その点はしっかりと阿南市と協議していただきまして、改善を図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

扶川委員

最初に、自然栽培より有機栽培の農業を進めることについて伺いますが、県下の有機栽培の農地面積及び生産額はどうか、慣行栽培、特別栽培との比較もできれば、数字を教えてください。

原田みどり戦略推進課長

有機栽培の面積と額についての御質問ですけれども、面積につきましては統計がございまして、直近の令和5年度におきまして185haとなっております。

額につきましてはデータがございません。

扶川委員

全体の何%ですか。

原田みどり戦略推進課長

全体の0.7%となっております。

扶川委員

有機栽培、有機農業では、化学肥料や化学合成農薬を使用せずに遺伝子組換え技術も利用しない。それから化学肥料の低減に寄与しますし、農薬も低減しますから、ほぼ全量を輸入に頼っている日本としては、食料危機に備える有効な対策というのは言うまでもありません。

一方、自然栽培というのは、有機栽培、化学肥料や化学合成農薬を使用しないという意味では有機農業に含まれますけど、国による定義がありません。

便宜上、有機栽培のうち不耕起、耕さなくて動物性の肥料も使わないものを一応自然栽培と定義して、実際そこで生産された農産物を見ると、動物性堆肥を使う有機栽培と自然栽培は、相当中身、内容が違っております。私も最近まで知らずにおりました。それがよく分かるのが野菜の腐敗実験です。

（資料提示）

このように、三つの栽培方法で作られた野菜を2週間ぐらい腐敗させたものですが、自然栽培のものは非常に腐敗する速度が遅いのでほとんど変わらない。一般栽培の場合は腐る。何と有機野菜はドロドロになった。

有機栽培が悪いというのではなくて、過剰に堆肥をやり過ぎると、こういうことになるんです。

その理由は、化学肥料や有機質肥料を大量に使用すると、植物が急速に成長して細胞壁が薄くなるので、病害虫にも弱いし、腐敗を進める微生物により腐りやすくなるものだというふうなことが説明されておりました。

有機農業というのは、動物性の堆肥を投入するために堆肥投入の量や完熟度の管理が難

しい。結果、やり過ぎると、むしろこのように慣行農業よりも硝酸態窒素を作物に与え過ぎる結果になってしまうわけです。

私も十分理解できていないので、間違っていたら言ってください。硝酸態窒素は、本来それを植物が根っこから吸い上げて光合成に利用したり、体内に蓄積したりするのに欠かせない大事な物質ですが、取り込んだ硝酸態窒素が多過ぎると、特に葉野菜や果物の場合、硝酸態窒素が変わらずに、発がん物質である亜硝酸塩が残ってしまう。このため、農林水産省も硝酸態窒素を減らした野菜の栽培を推奨しているとされております。

水田と畑でも仕組みが違うので非常に難しいですが、私も、吉野川に鶏糞<sup>ふん</sup>を大量に捨てた土地に生えた草を食べた牛が次々死んでしまって、廃業に追い込まれた畜産農家の相談をお受けしたことが過去にあります。

他方で自然栽培というのは、畑の場合ですが、雑草も含めてその土地で育った植物の茎や葉をそのまま肥料として土に還元します。

それも青いますき込んでしまうのではなくて、そうすると腐敗によって硝酸態窒素が過剰になりますから、不耕起、耕さないまま畑の上で倒したり、切り取って枯れさせたりすることで、リン酸やカリなどを外から肥料としてほとんど補充しなくて済むようになります。

それでもイネ科の植物がトラクターによる耕起よりも遥かに深くまで根を張る。菌や微生物、昆虫などを大量に含んだ、分厚い豊かな土が作られます。

マメ科植物の根粒菌と微生物との共同作業で大気中の窒素を利用できるため、化学肥料にせよ、動物由来の肥料にせよ、外部から大量に窒素肥料を入れる必要もなくなります。

その結果、不耕起で化学肥料も動物性の堆肥も使わないと定義しましたが、自然栽培による農地では、硝酸塩や化学農薬による汚染がなくて、安全な上に細胞壁もしっかりしていて、病害虫に強い作物が育つと言われております。

これは、日本の来るべき食料危機に備える有効な対策になり得るものだと思うんですが、有機農業が全体の0.7%しかない。そのうちの幾分かが自然栽培なんだと思いますが、今後、この有機栽培、とりわけ自然栽培というのを増やしていくことが将来の食料危機に備える有効な対策となるのではないのでしょうか。県の見解を伺いたいと思います。

#### 原田みどり 戦略推進課長

ただいま、自然農法の取組を増やしていったらどうか、対策していくかということなんですけれども、本県としましては、化学肥料や化学農薬を使用しない有機農業、また慣行栽培から50%以上削減する特別栽培、また20%以上を削減するエコファーマー、農業生産工程の実施・記録・点検・評価を行うことによる持続的な改善活動であるGAP、四つから成る取組をエシカル農業と位置付け、取組の拡大を図ってまいりました。

こうした取組につきましては、引き続き県としましても推進することと考えておりました、今おっしゃっていただいた自然農法につきましても、こういった取組の一つと考えております。

こうした考えに基づきまして、今年度におきましても、県内6か所で有機農業の産地づくりですとか、環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を組み合わせたグリーンな栽培体系の変化に向けた取組を実施してまいりました。

具体的には、小松島市では、水稻の有機農業の産地づくりのための、土づくりの大規模展示場の設置、有機農産物の消費拡大のためのイベントの開催、有機農産物の学校給食での活用を支援してまいりました。

今後とも、こうした取組を推進し、環境負荷低減に資する農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

世界を見ますと、こう書いてあります。EUでは、自然農法と有機栽培を一くくりにして有機農業と見た上で、それが農地全体の7%を占めている。スペインやイタリアやフランス、ドイツでは、1割から2割程度まで増えて、さらに今、急速に広がっていると言われております。アメリカでも、散々土を痛めつけましたので、今不耕起で化学肥料を使わない自然農法が広がっております。

自然栽培の野菜というのは、硝酸態窒素の含有が少なく、安全性が高い上に、苦みが少ない甘い野菜になるとも言われております。

今後、安全でおいしい農産物を求める世界の消費者に応えるには、日本の農産物を輸出するに当たっても有機、さらに自然栽培であるということが求められてくると私は思うんです。

国内販売でも、消費者の意識の発展に伴って、今後生産される農産物の付加価値を大きくする要素として注目されてくるのは間違いないと思います。先ほど仁木委員から、牛肉の三ツ星ビーフのお話がありましたが、こういう付加価値の付け方もあるわけです。

そういう見方で臨んでほしい。まずはこうした自然栽培がいかに生物を含む環境にとって優しく、そこから生まれる作物が安全性や栄養価に優れているかということをも広く消費者に知っていただく必要があると思うんです。

そのチャンスになるのが、来年6月7日と8日、第20回として開催される食育推進全国大会が徳島で開かれます。これがチャンスになると思います。

これは、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するために、6月の食育月間における全国規模の中核的な行事として、毎年国と地方公共団体の協賛により開催されていると言われておりまして、大阪では先日6月1日、2日に開かれて3万人が参加したと。大阪の場合は、万博のプレイベントの色合いも付いていて、食の大阪でかつてない食育体験というのが提唱されておりまして、食の安全性やフードロスの削減の取組など、いろんなステージ、セミナー、ワークショップが開かれて、107もの展示体験ブースが出展されるとパンフレットに書いてありました。

県のホームページを見ますと、徳島でもシンポジウムや講演のほか、ブース展示も行われるということです。

そこで大阪同様、徳島の食について県内外の来訪者に知っていただく機会にするのは当然であります。加えて徳島が大阪に勝るのは農産物の生産地としての役割です。

にし阿波の傾斜地農耕システムというのがカヤ農法ですね。正に自然農法そのものでありまして、それが世界農業遺産に認定されているんですけども、これを単なる遺産ではなくて、これからの未来を切り拓いていく処方箋として捉えることが重要なのではないかと私は思います。

ですから、そういう観点で、徳島大会を特徴付ける一つのポイントとして、シンポジウムやブース展示においてカヤ農法も含む有機栽培、自然栽培やその意義を参加者に啓発する取組をしてほしいと思いますが、県としてそのような取組に位置付けをするおつもりはないか、お尋ねいたします。

#### 原田みどり戦略推進課長

ただいま、食育推進全国大会におきまして、にし阿波の文化といったものを啓発する予定はないかといった質問を頂いております。

来年の6月7日から8日にかけて、本県で開催することとなりました、食育推進全国大会につきましては、企画の検討を進めるため、近日中に実行委員会を立ち上げることでしております。

実行委員会の構成員といたしましては、過去に開催された食育推進全国大会の構成員を参考にしながら、これまで本県で食育推進に御尽力いただいていた徳島食育推進協議会とタイアップしまして、教育、医療、健康、生産者、消費者等の団体や学識経験者などの、食育に関係する取組を行っている県内の代表的な団体に参画いただきたいと考えております。

なお、生産者団体としましては、農業生産における環境負荷低減や県産の食材を県内で消費する取組を推進している団体に参画いただきたいと考えておりまして、企画内容については、今後詰めていく内容ではありますが、取組についても広く紹介していただけるように、全国大会におきましてはブーススペースを広く募集することとしたいと考えております。

#### 扶川委員

世界遺産なんです。これは伝統ではないんです。観光の対象でもあるんだけど、先ほど議論の中でも民泊の話がありました。民泊に来るときだって、山の中で化学肥料を使っているのを見るのは面白くないと思うのです。

正にヨーロッパで主流となっていくであろう有機農業、自然農法というのは、そのルーツがにし阿波にある。カヤ農法というのは世界のルーツなんだという打ち出し方をすべきです。そういう大きなコマースシャルをして人を集めてくる。先ほど東京でターンテーブルの話もありましたけど、東京の人だって食の安全性とか、これからの食料問題は関心があります。外国人なんかは特に関心があります。

そういう人たちにアピールする内容って何なのか。ただ、阿波牛に添えて、それだけでは駄目です。どこが<sup>とが</sup>尖っているのか、アニメで徳島が<sup>とが</sup>尖っているのと同じように、自然栽培で徳島は<sup>とが</sup>尖ろうとしているんだって見せていくべきだと私は思います。

そうしてこそ初めて、どこに行ってもにし阿波が値打ちをもって見えてくるし、それを現代に生かして新しい食料生産をして、安全でおいしい、しかも化学肥料や化学農薬をより使用しないことによって、食料危機にも耐え得るような農業を作ろうとしてるんだなんてことになったら大きいじゃないですか。

私はそういうスケールの取組をしていただきたいので、このシンポジウムやブース展示は、これから募集していくんでしょうけど、是非、取り入れていただきたいと改めて要望

しておきたいと思います。

そのときに、例えばブースにこれは腐らない農産物です、実際腐らないわけではないんですけど、腐敗が遅い、こういう農産物を実際に展示して、なぜこういうことになるんだろうと。面白いでしょう。ネットにいっぱい流れておりますけど、知らない人も多いと思うんです。関心がなかったら検索しないから。こういう物をバーンと見せて、あら、そうなのと。じゃあどれを食べるか、腐らないやつを食べたいよねと。これは印象で、腐る腐らないは余り関係ないんですけど、安全性には関係があります。硝酸態窒素が多いもの、亜硝酸塩が多いものは発がん性があるわけです。これは安全なんですよ。

そういうアピールをすれば、徳島の今度の食育推進全国大会がキラリと光るものになると思うし、それから、これからの徳島県の農業の自然農法を後押しする力になると思うんです。是非、そういう展示場所を設けていただきたい。そういう運動団体から話を聞いていますので、そういう場を与えていただきたいと思います。

それから、大阪の展示や講演を見ますと、食道楽の大阪だけあって、おいしいものを健康に食べて長生きをしよう的な取組が非常に目立ちます。

しかし、来たるべき世界的な食料危機の到来に備えるような取組であるとか、フードロスなんかはそういうことがありますけど、過疎地域の厳しい現実の中でどうやって農業生産を守っていくのかといったような、本当に日本全体にとって深刻な問題は、余りこのチラシを見るだけでは見受けられませんでした。

食育というのは、そういう大きなことを国民や子供たちに教えていく、そういう教育なのではないでしょうか。

おいしいものを一生懸命食べましょうでは、食道楽みたいな大会ですよ。それでは駄目だと私は思います。そういう点をきちんと位置付けた大会にしてほしいと思いますが、いかがですか。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、過疎地域の食をどういうふうに守っていくのかといったところもしっかりと取り入れた全国大会にすべきといった御質問を頂きました。

食育の中には、食文化という考え方も入っております、先ほど御紹介いただいたような取組につきましても、食文化一つでも、取り組む機会ができると思っております。

そういった部分を、食文化を含めてしっかりPRしていきたいと考えております。

扶川委員

長々といき過ぎるんでしょうね。私が御説明したところの部分的なところだけ御答弁いただいております。

もちろん食文化は大事です。でも食料危機とか、今の世界の食料生産の現状とか、そういうことも勉強しなければいけないです。

2050年、本当に食料危機が来るとNHKがやっているではないですか。そういう時代なんです。

先ほど続けて言うておけばよかったんですけど、国による自然農法の定義がありません。この中で、独自の認証制度を設けてほしいという、徳島初のブランドを作ったらどうかと

いう声もあります。徳島はカヤ農法という世界農業遺産の農法のルーツだと言われるんですから、これを生かすために、面白いことを言っていました。

例えば、AWA、阿波ですね。アグリカルチャー・ワールド・アセッションと言うんだそうですけど、AWA認証というのを徳島で作って、これを自然栽培された農産物だということで、徳島県の認証とする。これは面白いと思うのです。

こういうアイデアを是非生かしてほしいと思うんですが、検討していただけますか。

#### 原田みどり戦略推進課長

ただいま、独自認証の制度についての考えについて御質問を頂いたところでございます。

まず、自然農法については、先ほど委員おっしゃっていただいたとおり、共通して統一的な定義が決められていないといったところではございまして、県としましては、有機農業法で定義が定められている有機農業について、様々な形で支援を進めさせていただいているところでございます。

自然農法については定義がなく、どういった定義ができるかというところで、我々としても、全国的な位置付けについて、まだそういうふうには理解しているわけではございませんので、そういったところもしっかりと情報収集させていただきつつ検討していきたいと思っております。

#### 扶川委員

後になったら駄目なんです。面白くないんです。徳島は先進地なんですって。カヤ農法は世界の自然栽培のルーツだと言われているんですよ。

知事の忌部一族が関わったんです。知事も関心を持っているという話も説明しましたけど、こういうところから国に提案して行ってこそ値打ちがあるので、全国の様子を見て後から付いていこうっていうのではない。これはいただけないです。

とにかく、アニメのマチ★アソビではないですけども、<sup>とが</sup>尖ったことをやりましょう。<sup>とが</sup>尖ったことを、全国の中で徳島しかやっていないぞと、初めてだぞ、しかもずっと先を見て、国より三歩も四歩も先を行っているよっていうことをやりましょう。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

これはこれ以上、答弁いただくのはなかなか難しいと思っておりますので、これくらいにしておきます。

次に、自然栽培を国内、県内で増加させる手法について提案したいと思っております。0.7%では少な過ぎると思うのです。自然栽培の農園では、慣行農業で失われた土の中の細菌と微生物の共生環境を取り戻すことが必要ですが、そのような土中の環境改善には最低でも5年掛かると言われております。根が入って行って、根自身が耕して、根粒菌が窒素を蓄えていくんですから、そのような土中の改善を待っていたのでは、たちまちの収入確保ができません。

そこでまずは、当面の収量や採算を度外視できる家庭菜園や学校農園、それから福祉農園なんかを普及して、その中で子供たちや家族、障がい者やお年寄りの方にも協力していただいて、環境に優しく安全でおいしい食物を生産してもらおう取組がいいと思っております。

これはまだまだ障がい者の福祉農園程度しかできておりませんが、もっと本格的に

進めていくべきと思いますが、県として後押ししていただけますか。お尋ねいたします。

#### 矢野農地政策室長

有機農業や自然農法などを位置付けて広げていくことについて、考えはないかというような御質問を頂いているところでございます。

有機農業や自然農法は、消費者の安全や安心な食材を求める意識、また環境負荷低減の貢献意識の高まりの中で、一定の需要があるところかと思えます。

また農業者におかれましても、付加価値のあるものとして取り組まれている方がおり、また新規就農を目指す方の中にも、このような農法を目指す方がいらっしゃるという認識でございます。

そのような中で広げていくということでございますけれども、農地を利用するに当たって、様々な農法を制限要素とすることは農地制度上ございません。

農地の貸し借りに当たっては、個人の場合、全ての農地を効率的に御利用いただくこと、また農業経営に必要な農作業に常時従事していただくこと、また周辺の農地利用と調和すること、こういった要件がございます。

また、一般的な法人、先ほども福祉農園というようなお話もございましたけれども、これにつきましても、貸し借りの場合、全ての農地を効率的に利用すること、また周辺の農地利用と調和することのほか、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営を行う、見込まれることというような要件、また、もし適正に行われてないのであれば、解約することを書面で交わすという制度が整えられ、貸借をすることができると考えております。

今、委員御提案のような農法の場合、これは慣行農法との中で議論されるところでございますけれども、農薬の飛散防止ですとか、病虫害の蔓延防止などに留意して取り組む必要があるため、重要になってくるのは周辺の農地の利用との調和というところかと思えます。こういった中で、個々の契約が進められると考えております。

また、地域全体で検討するというのも一つの方法なんですけど、現在、市町村の農業委員会と協力してやっている事務としまして、令和7年3月を目途に、地域計画という将来の農地の在り方を一般住民と共に考える計画づくりを推進しているところでございます。

その中には、例えば有機農業の推進も受入れの一つということで検討する材料になったり、それから農地と農地を結び付けて、担い手を集約していくということが検討されているところでございます。

そういった中で、県内外にそれを公告していくという形になりますので、市町村が推進していくものと考えております。

#### 扶川委員

土地の利用について制約があるのは分かりますし、周辺との調和ももちろん大事です。

ただ、後押しをしてみると言っても、自然栽培ぐらい機材が要らない栽培方法はないです。トラクターで耕さないですから、草刈り機と少々の農器具があるだけでできるんです。

だから、それも緻密な対応とはとても言えないようなやり方ですが、福祉農園なんかは本当に向いています。子供がやってもできます。お年寄りでも障がい者でもできます。

そういうふうに、例えばアドプトなんかで、少し補助したりしていますけど、県としてこういう取組をするんだったら別の形で手当てします、応援しますよっていうのを見せていただければいいと私は思います。

その話の中で、周辺の農地との関係が出ましたので、次に耕作放棄地、遊休農地解消に向けた取組について伺います。

まず現状ですけど、ここ数年程度の県下の耕作地面積、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地の推移というのを教えてもらえませんか。

矢野農地政策室長

ただいま耕作放棄地、荒廃農地の現状ということで御質問を頂きました。

本県の遊休農地、荒廃農地の面積は、毎年農業委員会により調査していただいております。直近としては令和4年になるんですけれども、全体で3,072haでございます。

扶川委員

耕作放棄地と遊休農地というのは、ほぼ同じですね。同じで統計を取っているんです。そうしたら、もう既に荒廃してしまっている荒廃農地は入っていないんですね。

矢野農地政策室長

荒廃農地と耕作放棄地の違いで一番大きいのは、耕作放棄地は自身で耕作されていないことを認識して、それをセンサスとして報告していくというところかと思います。

先ほど申しあげましたように、荒廃農地については、市町村農業委員会のほうで調査される面積になっておりまして、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地といった定義で調査されているところでございます。

扶川委員

荒廃農地というのは、耕作放棄地とは別で何haあるんですか。

矢野農地政策室長

定義としては、自己申告によってやられるもの、それから農業委員会さんによって調査されるものということで、面積的にも異なっております。

扶川委員

どっちにしても、耕作地面積というのを前からずっと聞いてきてはいますが、減る一方です。これから先も耕作地の面積は減っていくとみなされております。

これで食料自給率を38%上げていくなんてことが本当にできるのか。私は、この間の経済委員会の視察で蒲生田岬に行ったときに、先端的なITを使った農業を見ましたが、このエリアはいいけど、では中山間地域の耕作放棄地はどうしますかとお尋ねしたら、その場で山林に戻っていきますという回答を得ました。率直な話だったと思うんです。

きちんとした耕せる農地すら働き手がない状態で、中山間地域になると、そもそも手

が及ばない。田舎のほうに行くとそういう認識だろうと思います。これだと本当に食料安全保障できるのか、本当に心配になりました。

そういう観点が今、お話のあった昭和55年に制定された農業経営基盤強化促進法によって作られてきた人・農地・プラン、それから令和4年に改正されて、これが地域計画ということになった。その様式に反映されているかどうか、様式を頂いたのを見てみました。

でも、ちょっとこれを見ただけでは、耕作放棄地の対応や農地を減らさないようにしていく本気の対策になっているように思えません。

そもそも耕作放棄地が、それぞれどの部分に当たるのかということさえ、この数字で出てこないんです。

大元になっている法律、この農業経営基盤強化促進法、それからその後の農地プラン、今度の改正案って同じですけど、結局農地を集約して使いやすいものにして、後継ぎを作って、機械を入れたりして、合理化して、生産性を上げて、できるだけ食料を作っていくましようという、非常に限界のある中で作られているプランなんです。

ですから、これから耕作放棄地が解消されていったり、その耕作放棄地が荒廃農地になっても耕作ができなくなってしまうのを止めるプランにはなっていません。

なっていると言えますか。それだけまずお答えください。

#### 矢野農地政策室長

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画が耕作放棄地対策になっていないのではないかという御質問を頂きました。

農業経営基盤強化促進法自体が、委員おっしゃるとおり、人と農地をつなぐということを重視した法律であることは、そのとおりでございます。

その中で遊休農地、荒廃農地になっていたとしても、新たに様々な手を加える、また所有者さんをお願いするという形で荒廃農地、遊休農地を解消していくということも経営基盤強化促進法の一つの中身になっておりますし、また地域計画の中にも遊休農地対策というの盛り込むことができる、また担い手と農地を結ぶ対策を取ることが耕作放棄地対策につながっている。そういった観点から、この地域計画が耕作放棄地対策の一部になっていると認識しておるところでございます。

#### 扶川委員

先ほど蒲生田の例を申し上げましたけど、採算の取れない農業はやりません。若い人もそうですし、それで食べている人は、採算の取れる農業をやりたいです。

だから、食べられない以上は、荒廃していたり、耕作放棄地になって長い間、見放されています。どんどんやっていこうという人は、恵まれた場所とかでない無理です。見捨てられていきます。

だから取りあえず、それを活用する一つの方法としても、先ほど述べた自然栽培による農業というのは採算や当面の収量を度外視できるんですから、その中で環境に優しい安全な、おいしい食物を生産してもらおうというのも、一つの耕作放棄地解消の手段になると思うのです。正にそういうところは、周辺も余り農業をやられていなくなったりしますから、環境の問題もないです。

そういう観点を持ってやらないと、人手がない。遊んでいる人にやってもらうんですよ。私は、前からずっと言っているんですけど、公営でも何でもいいから福祉農園の一部に生活困窮者向けの農園を作ったらどうかと。ここへ来たら働いて稼げるよと、国のほうで給付をもらっているだけでなく、一人前にそれで食べられなくても、ここへ来たら少し働いて小遣いができるよっていう農園を作ればいいと思います。そうすると、生活保護者はうんと減らせます。

そういうダイナミックな発想が必要なのではないかと私は思うのですが、改めて耕作放棄地解消のためにも、自然栽培による農業に家庭菜園、学校農園、福祉農園というものを増やしていく必要があると思うんです。

そういうことを是非、部として検討していただけないでしょうか。

#### 矢野農地政策室長

耕作放棄地対策の中で、自然栽培や有機栽培を広げていくということにつなげられないかという御質問を頂きました。

先ほどと繰り返しになって大変恐縮なんですけれども、農地の貸借におきましては、農法を制限要素にすることはございません。

また、地域計画におきましては、耕作放棄地対策と連携して、有機農法を一つの対策として加えることも含む地域計画を、市町村として計画することが可能となっております。

県は地域計画を円滑に策定いただく後押しをさせていただいているところでございますけれども、そんな中で、一つの選択肢として様々な農法がある、有機農業の推進というようなものも入れることができますと説明させていただければと思います。

#### 扶川委員

最後に今、先ほど申し上げたことと別の話で、意見だけちょっと言わせていただきます。

猟師さんが減っているという話、これは請願も今回出ていますから、後で採決するんでしょうけど、もっと報酬を増やしてあげるべきだと思います。

例えば県外からやって来て、山間部に住んで猟をしながら耕作放棄地と空き家を使ってそこで生活するみたいな、そのぐらいの発想で柔軟に考えていただきたいということを、意見として申し上げて終わります。

#### 達田委員

先ほど、議論がございましたターンテーブルについてお尋ねしたいと思います。

私も記憶がおぼろげになっておりますので、そもそもターンテーブルを作ったときのホテル改修の初期費用というのは幾らだったのでしょうか。

#### 奈良とくしまブランド推進課長

ただいま達田委員より、ターンテーブルの初期の費用について御質問を頂戴いたしました。

初め、建物を借り受ける際に物件を探したり、設計をしたりというところを平成28年から始めまして、平成29年には使えるように改修し、平成28年度には敷金を入れまして、当

初設計には2,800万円、改修工事には2億450万円を支出しておるところでございます。

#### 達田委員

初期に、私は約5億円というふうに記憶してはるんですけども、非常に大きなお金を掛けていったわけなんです。

当初、自治体がホテルに手を出すというのはどうかなと、私は今も疑問に思ってるんですけども、関係者の皆さん、非常に頑張られているなというのは数字で分かるんですけど、残念ながら3年目からコロナという全く予期しなかったことが起きて、お客さんも全然来ないということがあったと思います。

大変な御苦勞をされたと思うんですけども、一つはこういう中で、コロナの間、総売上げというのはどどっと減っているんですけども、お客さんも飲食店にほとんど入らないというような時期に、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材等の取引につながった売上額の推移も順調にどんどん伸びていっていますよね。

コロナもなんのそのという感じなんですけれども、これはどういう要因で伸びていっているのでしょうか。

#### 奈良とくしまブランド推進課長

先ほど達田委員より、ターンテーブルがきっかけとなって県産食材の取引につながった、コロナの期間のことについて御質問を頂戴いたしました。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、きっかけとなった取引についての売上額というのは、直接的に売上げた販売とは別に、拠点の機能を生かしまして、周辺飲食店への県産食材の販売、営業、紹介により、販路拡大を図った金額でございます。

主にはターンテーブルのレストランメニューの定番化、それから首都圏飲食店への営業などを販路拡大の支援といたしまして実施しております。

それから、徳島ゆかりの飲食店と連携したフェアを実施したり、また、きっかけとなった県産食材の取引につなげていく、百貨店とかでの県産品の委託販売とかにもコラボをしてつなげていったとか、そういう事例がございます。

コロナの間につきましても、民間の力を活用しながら経営努力していただいたと判断しております。

#### 達田委員

いろいろ工夫をされて、県産食材を販売していく努力をされてきたわけですね。

それで、売上額が今年は大きく伸びましたということなんですけれども、私は家賃を別に県が出さなくてもやっていけるだけ頑張ってもらいたいなと思うのです。この間の経済委員会では、高級ホテルということで批判をしたんですけども、今宿泊で、非常に格安で泊まれるんです。誰でも泊まれるようなところではないかと思うのですが、一人当たりで単純計算しますと、大体8,000円ぐらいの宿泊費で泊まれるようになるんです。

御飯を食べても1万円ちょっとということですから、非常に気軽に泊まれるところではないかなと思うのですが、この宿泊した方の内訳ですけれども、国内の方と外国から来られた方との内訳って分かるのでしょうか。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま達田委員より、宿泊の内訳について御質問を頂戴いたしました。

詳細な数字につきましては持ち合わせておりませんが、海外のインバウンドに回復の傾向が見られまして、宿泊者の7割が海外の方と聞いております。

達田委員

どっちかというと海外の方のほうが多いということですか。

奈良とくしまブランド推進課長

詳細な数字は持ち合わせておりません。

達田委員

ホテルとしての稼働率はどうなんでしょうか。

奈良とくしまブランド推進課長

数字を持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきたいと思います。

達田委員

また後でよろしくお願ひします。

と言いますのは、採算が取れるような経営をしていっていただいて、県がいつまでも家賃を出しますというやり方ではなくて、自分でやっていけるようにしていただきたいと思うわけです。

そのためには、ホテルの稼働率がどれだけで、そして物品販売がどれぐらいあればやっていけるのかというめどを持っていただかないと、いつまでも援助しなければいけないのかなと。この契約を更新するときも今までと同じにしなければいけないのかなっていうことになってしまうと思うんです。

ですから、自立していくのを目標に運営していただきたいし、いつか時機を見て徳島県から離れて大丈夫っていうような運営ができるようにしていかなければいけないのかなと思うんです。

ここを足掛かりにして徳島県のいろんな農林水産物を販路拡大していただくというのはいいんですけども、いつまでも徳島県がお金を出して支援していかなければ経営が成り立たないっていうことでは、商売としては意味がないと思います。是非その方向で頑張っていたきたいなと思うんですけども、自立をさせようというつもりでやっているのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま達田委員より、施設の自立について御質問を頂戴いたしました。

そもそもターンテーブルは、徳島の知名度を上げ、ブランディングを図ることで、首都圏において県内生産者や事業者の取引増加や、関係人口につなげていくということを目的

とさせていただきます。

徳島をターンテーブルで体験していただき、観光誘客にもつなげていきたいと考えておりますので、今出している経費につきましては、先ほど仁木委員にも御答弁させていただきましたように、広告効果の部分につきまして負担をさせていただいている部分もございます。更新のときのあらゆる方向性というのも答弁させていただきましたけれども、県が担う交流拠点の部分で負担していく経費をどうしていくかということも含めまして、今後検討していきたいと考えております。

ただ、今の負担の部分につきましては、広告効果として、大いに3億円の効果を上げており、経費の負担はできていると考えております。

#### 達田委員

徳島県の中で、いろんな業者さんが商売をされております。一生懸命やっておりますけれども、毎年毎年、県から家賃を出してもらえないところはないわけなんです。

ですから、徳島県が本当に力を入れてやる、今、宣伝効果も大きくやっていくんだというのであれば、採算が取れるような方向でいって、そして更に宣伝効果も大いにあるというような、そういうやり方を是非、目指していただきたいなと思うんです。

自立していないところがいつ、また下火になってしまうかも分かりませんので、まず自立というのが大事ではないかと思っております。その点を申し上げておきたいと思えます。

次なんですけれども、もう一つの御報告で、野生鳥獣による農作物被害の状況というのがございました。

この農作物被害の状況を見てもみますと、令和5年度に野生鳥獣による被害は7,763万9,000円と出ているんですけれども、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画というので、今年までの計画なんですけれども、この中で鳥獣による被害の防止というのが書かれております。

それを見てもみますと、野生鳥獣による農作物の被害額は、令和6年で3割減にしますという目標を立てているんです。令和元年の数字が出ておりませんので、この時点で3割減に近づいたのかどうかは分からないんです。

令和5年度のこの数字が、3割減になっているのか教えていただけますか。

#### 須恵鳥獣対策・里山振興課長

ただいま達田委員より、令和元年度に比べて鳥獣被害が減っているのかという御質問でございます。

令和元年度時点の農作物の鳥獣被害額は9,444万6,000円でございます。

今回報告させていただいた、令和5年の野生鳥獣の被害報告額は7,763万9,000円ということで、約18%減となっております。

今後も引き続き3割減となるように取り組んでまいりたいと思っております。

#### 達田委員

野生鳥獣ですから、思うようにはなかなかならないかと思うんですけれども、努力はされてきているという数字が見え始めたところだと思うんです。

今、私のところでも、おサルさんとかいろんなもので困っているんだという声をよくお聞きするんです。

どうしていいかわからないと、手を焼いておられると思うんですけども、この中で、うちの3歳になるワンちゃんを、サルを追い払うモンキードッグにできるんだろうかという相談もあるんですけども、モンキードッグというのは、どういうふうにして育成して役に立つのか。今、県下でどういうふうにしてそういうワンちゃんが活動しているのか、どれぐらいいるのか、教えていただけたらと思います。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

今、達田委員から、モンキードッグの導入状況についての御質問がありました。

モンキードッグについては、集落に出没するニホンザルの群れから農作物の被害を防ぐため、サルを追い払うように特別な訓練をされた犬のことであります。

ニホンザルによる農作物被害を防ぐには、捕獲や侵入防止柵の設置のほか、集落ぐるみで実施する追い払いが非常に有効ではありますが、このモンキードッグは追い払いを人に代わって実施するものであります。

特にモンキードッグによる追い払いは、サルの群れが集落外の山の中まで追い上げるため、人による追い払いよりも効果的であるということです。

現在、県内6市町村において合計39頭のモンキードッグが導入されており、サルの追い払いに有効に活用されているところでございます。

それと、モンキードッグの育成については、モンキードッグになる場合、ドッグスクールに入っていて、訓練を受けることになっております。

井村委員長

それでは、5分程度休憩いたします。（14時32分）

井村委員長

それでは再開いたします。（14時37分）

奈良とくしまブランド推進課長

先ほど達田委員より御質問を頂戴いたしましたターンテーブルの稼働率についてでございますけれども、全体で67.3%でございます。

東京都の平均とほぼ同じぐらいの稼働率になっております。

達田委員

ターンテーブルに関しましては、皆さんの質問の流れの中で突然聞いてしまいましたので、数字をお知らせいただきありがとうございます。

ワンちゃんの話なんですけれども、先ほど、モンキードッグの学校があるということなのですが、費用はどれぐらい掛かるのでしょうか。そこのお家のワンちゃんは3歳だそうなんですけど、そのようなのもいけるのでしょうか。それとも、赤ちゃんのときからでない駄目なのでしょうか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

ドックスクールについて、モンキードッグになるためにスクールに入ることに関しては、県単で助成金が出ておりまして、育成費の2分の1、上限10万円ということで、モンキードッグの育成費に対して支援をさせていただいているところでございます。

あと、何歳からというところは承知していません。

達田委員

本当にこれは、深刻な被害がありまして、中山間地に行きますと、おばあちゃんだけしか住んでいないとか、高齢者の御夫婦だけとか、高齢化しているのです。

自分たちで食べる野菜を作っているのですが、一生懸命柵をしてもサルにはやられてしまうということで、最近の玉ねぎは甘いからかもしれないけど、もうすぐ食べられるなと思ったら玉ねぎまで抜いて持っていくというお話もありました。

ですから、真剣に取り組まなければいけないなと思うのですが、これが本当に大きな効果があるのでしたら、もっと身近にモンキードッグを増やして行って、そして普段はペットとして飼っているワンちゃんが、そういう役割をしてくれるワンちゃんに生まれ変わるのであれば、本当に有り難いのではないかと思います。

また制度について、後で詳しく教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

それから、いろんな動物の害があるのですが、ここで書かれていますのは、鳥とかも害があるのですよね。私の実家はミカン農家でございますので、ハクビシン、カラスとかヒヨドリとか、実が熟れて出荷しないといけないという頃にやってきて、食べられてしまうのです。ニホンジカとかイノシシにはちゃんと計画があつて、こういうふうにして駆除していきましようとかあるのですが、鳥とかは余り聞いたことがないのです。そういう鳥とかハクビシンとか、そういうものにつきましては、県としての計画というか、何か対策をやっておられるんでしょうか。

須恵鳥獣対策・里山振興課長

鳥類等の対策についてですが、先ほどの被害報告にありましたように、今年度の鳥類の被害報告は563万3,000円と、前年度から17.3%の減となっております。

鳥類の被害対策としては、爆音機やエアガンによる追い払い、ネットやテグスを張ることによる農地の進入防止、捕獲などの方法があります。

県では、これまでテグスを用いた果樹園のカラス対策の開発とか、農業用の不織布を用いたブロッコリーのカモ対策の実証、防鳥ネットを用いた雑穀等の鳥獣対策の実証などを行っております。

さらに、防鳥ネットの導入や追い払いの活動に対しては、鳥獣被害防止総合対策支援により、支援を実施しているところでございます。

達田委員

いろんなものをぶら下げてみたりとかしても、なかなか効果がないというところがございます。

ただ、ミカンの木全体に大きな網を掛けるとかして工夫をしているのですけども、全部の木に掛けるとなると大変で、お金も掛かってしまいます。

そういう中で、ある程度の支援があるとなりますと、本当に助かるかなと思いますので、その支援につきましても、いろいろ教えていただいて工夫をしていけばと思いますので、よろしく願いいたします。

次なんですけども、先ほどもお話がございましたが、有機米とか特別栽培米の導入促進などは農林水産部の所管事項になっておりますけども、今年、最近お米がないといってJAの市場へ行っても、お米がないのです。

阿南もないですし、昨日、阿波市のほうでJAの市場へ行きましたら、ここもお米がありませんと書いてあるのです。

今そういう状況で、値段もそうですけども、お米そのものも出回りがなくなってしまうという状況になっております。

それで、有機米と特別栽培米、それから普通のお米もそうですけれども、一生懸命皆さん作っておられるのですけども、今、お米全体が不足しているという状況について、県がどうお考えになっているのか。それから有機米や特別栽培米、飼料用米というのがありますが、それぞれ徳島県下でどれぐらい栽培をしておられるのか、お尋ねいたします。

#### 原田みどり戦略推進課長

まず、令和5年産米の在庫の状況についてですけれども、農林水産省が公表している米穀の取引に関する報告によりますと、4月末での全国の民間在庫量が180万t、需要量に対する在庫量の割合が26.4%で、コロナ前と同水準となっております。

こうした状況を踏ま<sup>ひつ</sup>えまして、6月14日の農林水産大臣の記者会見では、坂本大臣から、現時点で主食米の需給が逼迫している状況ではなく、普段どおりお買い求めいただきたいとの発言があったところでございます。

一方で、本県の民間在庫量は2,800tで、コロナ前をやや下回る状況となっておりますが、県内の主要な米卸に販売状況を聞き取ったところ、令和6年産米が量販店舗に新米として陳列される8月第1週目頃までは、令和5年産米を納品できるよう在庫を確保しているというふうに伺っております。

続きまして、有機栽培米と特別栽培米の栽培状況についての御質問ですけれども、まず有機栽培米につきましては、令和5年度におきましては阿南市、小松島市をはじめとしまして、県内9市町で約123haで栽培されている状況となっております。

また、特別栽培米につきましては、令和5年度におきまして、阿南市など4市町で約54haで栽培されているものとなっております。

#### 都築畜産振興課長

飼料用米につきましては、徳島県で令和2年度になりますが、作付面積として558haの作付けが行われております。

#### 達田委員

今、消費者の方がお米の安全性というのも、すごく今、心配されているのですね。

子供たちに安全な有機栽培のお米を食べさせたい、学校給食では有機栽培のお米を使ってもらいたいという要望が非常に高まっておりますけれども、今おっしゃった数字ですね、生産量からして、学校給食に供給できるような栽培をされているのでしょうか。

原田みどり 戦略推進課長

ただいま、県内の学校給食における有機栽培米を使用する量についての御質問ですが、どのぐらいの量が全体の学校給食に必要なかは、手元にデータがない状況でございます。

達田委員

小松島市においては今、有機栽培米で給食を賄っているということなんです。

ですから、恐らく全ての小学校、中学校で、有機栽培米を使っているというのは、今のところは小松島市だけではないかと思うのですが、努力して栽培をしていただければ、ほかのところでも御要望に沿っていけるようになるんじゃないかと思うのです。今、有機で栽培するとなると、本当に大変じゃないかと農家の方の御心配もあるわけなんですけれども、こういうふうに栽培したら割とうまくいきますよというマニュアルもできつつあるとお聞きをしております。

現在、栽培されている農家、これからしようとしている農家は、どれぐらい把握をしておられるのかを、教えていただけたらと思います。

原田みどり 戦略推進課長

これから有機農業で生産した農作物を学校給食に使用されようとしているかということなんですけれども、そういった具体の状況については存じ上げていない状況です。

あと、先ほどございました学校給食に有機で作られた県産米を使っている例につきましては、小松島市に加えまして、海陽町のほうでも全小中学校で有機栽培の米、ナス、ニンジンを提供していただいている状況です。

達田委員

是非、そういう農家の方が作りやすいようなマニュアルがあるのであれば、それを普及して行って、できるだけこういう栽培農家が増えていくような対策を取っていただきたいなと思います。

今、学校給食に有機栽培の米、野菜を使ってもらいたいという願いは、全国的に高まっておりますので、どんどん耕地面積が少なくなっている、耕作者が少なくなっているときでは、その夢がなかなかかなわないんじゃないかと思うのです。

今、どちらの方向に切り替えるかということによって、安全な食料が守れていくかどうかという分かれ道に立っていると思いますので、是非、県としても、ここが踏ん張りどき、頑張っただけだと思えます。

それともう1点お聞きしたのは、飼料用米なんですけど、令和2年の数字なんですけど、飼料用米は558haということで教えていただきましたが、もう一つはWCS用の稲です。グルグル巻いていって発酵させるというんですけど、私はそういうのを作付けしていると

ころを見たことはないのですが、徳島県でそういうのを作付けしているところがあるのであれば、どれぐらいやっていて、飼料用として、国内生産といいますか、自給できるようにしているのか、その点をお尋ねいたします。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、WC S用の稲の状況について御質問を頂いたところでございます。

令和5年の生産農家戸数としましては226戸でございまして、作付面積としましては247haでございます。

都築畜産振興課長

ただいま、自給飼料の対策について御質問を頂いております。

今、作付面積の話がありましたが、畜産農家は昨今の飼料価格高騰を受け、それぞれの畜種に適した飼料を、主には自らで生産しております。

牛では、トウモロコシや発酵飼料であるサイレージ、それから豚では商品価値のない農産物やエコフィードと呼ばれる食品残渣の利用、それから豚と鶏では、先ほど来、話が出ております飼料用米など、工夫を凝らして飼料自給率の向上に努めているところでございます。

自給飼料増産への課題としましては、飼料作物を生産する農地の不足でありますとか、大型機械を使用するための機械導入への費用負担、それから小規模農地では、大型機械が入らず不便であるなどのお声が出ているところであります。

そこで、国におきまして国産飼料の生産、利用拡大を目指していますので、国補事業などを活用しまして、耕種農家や畜産農家、市町村、農協などで組織する畜産クラスター協議会による草地整備の推進でありますとか、先ほど言いました機械導入の支援、それから飼料生産者等の畜産農家のマッチングなど、自給飼料増産につながる取組を県としても支援してまいりたいと考えております。

達田委員

といいますと、飼料作物ですね。生産をして、そして県内での自給率というのは、今どれぐらいになっているのでしょうか。

都築畜産振興課長

県内の飼料自給率でございますが、まずは国内における家畜への飼料自給率について、農林水産省によります令和4年度のデータを見ますと、牧草や稲わらなどの粗飼料の自給率が78%、トウモロコシや小麦などの配合飼料の自給率が13%、概算値ではございますが、それらを合わせた飼料全体では26%となっております。各県の状況というのは、国のデータでは公表されておられません。

そこで県では、少し古くはなるのですが、農家への聞き取りや飼料の購入状況により推測を行ったことがありまして、令和2年度にはなりますが、牛において24.7%と全国水準より低い状況となっております。

## 達田委員

畜産農家も次々となくなるといふ残念な状況があるのですが、農家の方がこの餌を見てくれと、藁<sup>わら</sup>まで中国から入ってきているのだということで、藁<sup>わら</sup>って幾らでもあるように思っていたのですが、昔と違って、コンバインでバーツといきますので、なかなか飼料用としては確保できないという中で、外国産の藁<sup>わら</sup>まで使っていると。お金も、最初はちょっと安かったのだけど、どんどん高くなってきて、もう買えないようになってきたと。農家の方が、この仕事に誇りを持ってやっているのだけど、いろんなものが高くなってしまって、本当に続けていけないというお声が聞こえてくるわけなんです。

そういう中で、飼料用米の作物の自給率を高めて県内で自給をしていくということが増えて、そして価格も安定していけば、畜産農家の経営にも役立っていくんじゃないかと思えます。

私たちは、県内産の牛乳を飲みたいし、県内産の牛肉というのも、かわいそうですけど、牛肉とか豚肉とか、国産のものを、県内産のものを食べたいわけです。

そういう中で、餌そのものが外国産では、本当にこれが国産と言えるのかという状況になっていると思いますので、是非その点でも力を入れなければいけないと思うのです。

そういう中で、人間が食べるお米の不足というのが問題になってくる。そして飼料用米を栽培する面積はどうなのかなというのがありますけれども、そこをうまく調整して、人間も家畜も国産のもの、県内産のものが食べられるようにしていただきたいなと思っております。是非、どうぞよろしく願いいたします。

あと1点なんですけれども、先ほどのお話をお聞きしますと、農業に携わる方、担い手が高齢化して、どんどん少なくなって行って、田んぼは少なくなるし、人が少なくなるし、どうなるんだろうという状況になっております。今、徳島県の担い手づくりで一番ネックとなっている、ここが問題だという、ここが突破できればというようなことをお考えになっているのではないかと思いますので、その点についてお尋ねいたします。

## 山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

達田委員から、担い手対策について御質問を頂いております。

お話にもありましたとおり、高齢化であるとか、あるいは後継者不足というのを背景にしまして、農業就業者の減少というのは進んでおります。

ちなみに2010年からの10年間で見ますと、農業従事者数としては約3割減少しているということで、今後も自給農業を維持発展するためには、新規農業者をはじめとしまして、担い手の育成確保というのは喫緊の課題となっております。

県では、新規就農者の育成確保に向けまして、県下7か所にございます農業支援センターでの細かい就農相談の対応であったりとか、あるいは農業法人に雇用されながら技術を習得する研修制度でありますとか、また国の補給金制度を積極的に活用しまして、新規就農とその後の定着の支援など、これまでも積極的に取り組んできております。

ここ数年、毎年150名ほどが新たに徳島で農業分野に就業されているというところがございます。

また、既に就業されている農業者に向けては、農業大学校などで実施しております各種のリスク研修などによりまして、最新の生産技術であるとか、あるいは法人化だっ

たり、生産技術だけでなく、経営能力を更に高度化していただくような機会を設けてございます。

引き続き、本県農業の持続的な発展のために、担い手の育成確保について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 達田委員

この基本戦略に、担い手もこういうふうを増やしていきましょうというのが書かれているわけですが、せっかく就農しようと意欲をもって来られても、農産物の価格が安定しない、安い、そういうところで農業だけやっていたのでは食べていけないということで、諦めてしまうこともあるとお聞きをしております。とても残念なことなんです。

そういう中で、兼業農家っていいですか、何かほかに仕事を持ちながら農業もやっているというところへも支援をしていこうという流れも今、できているそうですので、大きな農業だけじゃなくて、家族農業も支援していく、兼業農家も支援していく、農業をやっている人については、いろんな支援をして作物を作っていただく、売る作物も自家で消費する作物も、全て何かの支援ができるような施策をしていって、農業を振興させていただきたいと切に願ひまして、終わりたいと思います。

#### 寺井副委員長

達田委員のお話に関連しての質問をさせていただきます。

先ほどから有機米の話が出ておるわけでございますけれども、有機米によって子供たちに安全・安心な給食をとってお話でございます。では有機米でないものは、そんなにいい米じゃないのかという印象で聞こえてくるわけでございますが、有機米と普通の栽培をしているお米とで、成分についてどれだけの隔たりがあるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思ひます。

#### 七條農林水産部副部長

議論を踏まえまして、有機米と慣行のお米について、成分的にどのような違いがあるのかということでございます。

私の知る範囲では、有機米と慣行の両方におきまして、成分への影響というのは、それぞれの地域ですとか、品種によりまして違いのほうは圧倒的に多くございまして、農法による影響というのは若干はあろうかと思ひますが、僅かなものかと思ひます。

それと有機米と慣行米の議論がございまして、自然農法ですとか有機米を推奨する立場から、委員から何件か御質問を頂いたりしているところでございまして、本県におきましては0.7%が自然農法を含みます有機農業でございまして。

寺井副委員長がおっしゃるとおり、残りの99.3%が慣行農法でございまして、これが体に悪影響があるのかとかいうような議論は全く不要かと思ひます。

通常の間行農法につきましては、農薬取締法でありますとか、食品衛生法に基づきまして適正に栽培された作物でございまして、国内におきましては安全・安心な農作物でございます。

したがって、有機農業が慣行農法に比べまして、より安全というような主張はない

ということを、少なくともこの経済委員会におきましては、議論の前提として御承知おき願えたらと思っております。

有機農業の定義、あるいは有機農業を推進しておる意味合いといたしましては、環境に配慮した農業を推進したいという目的がございます。

化学農薬の多用によります地域の生態系への影響ですとか、それから化学肥料の生成時に発生しますCO<sub>2</sub>の増加など、あらゆる環境面の配慮から有機農業を一定程度進めたいというようなことで、我々も昨年、みどりの食料システム戦略基本計画などを策定して、進めておるところでございます。

御質問の中にもありましたように、有機農法、それから自然農法など、いろんな農法を提唱される方がいらっしゃいます。尊重すべきところは尊重してまいりたいと考えておりますので、御議論の参考になればと思ひまして、答弁をさせていただきました。

寺井副委員長

99%が普通の作り方をやっているのと、多分そういう農家の人は今の答弁を聞いて喜んだのかなと思ひますけれども、私も2町、2.5haほどの米を作っておりますので、そんな皆さんが心配するような世界は絶対ないわけでございます。

またそれから、先ほどの扶川委員に言い返すわけではございませんが、いわゆる化学肥料を使ってうんぬんという世界も問われたわけでございます。御存じのとおり今、日本の平均寿命というのは、女性は88歳であり、男性は83歳と、世界に誇る長寿国になっておるわけでございます。それは今までどおり栽培されてきた野菜やお米を食べてきた中でそういうことでございますので、農家としたら一所懸命作って、肥も少し余計にやって、余計収量を取りたいと、それがいわゆる農家の目標であるわけですから、それは十分に御理解いただければ有り難いと思っております。以上です。どうぞよろしく。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第9号、鳥獣対策に関する請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中藤農林水産部長

それでは、請願第9号、鳥獣対策に関する請願について御説明させていただきます。

一般社団法人徳島県猟友会は、野生鳥獣の保護管理や有害鳥獣の駆除、狩猟の適正化などを通じて、狩猟の健全な発達と農林水産業の振興などに資することを目的に、昭和29年4月1日に徳島県猟友会として発足し、令和6年3月末現在、1,542人の会員を有する団体であります。

次に、請願書の内容に対する現状ですが、①指定管理鳥獣捕獲等事業（個体数の管理）や、鳥獣被害防止対策交付金事業（有害鳥獣の捕獲）については、継続的に実施することについてでございますが、指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数が著しく増加した鳥獣の管理を図るために、県が策定した徳島県ニホンジカ及びイノシシの適正管理計画により、野生鳥獣の個体数調整のため、県が委託により捕獲を行う事業であります。

次に、鳥獣被害防止対策交付金事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、広域での鳥獣の捕獲を効果的に行うため、ニホンジカやイノシシの生息状況やGPS首輪を装着したニホンザルの行動域と加害レベル等を委託により調査する事業であります。

また、市町村においては、同法に基づき策定した被害防止計画により、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣を捕獲するため、捕獲活動に要する経費の支援を行う事業であります。

いずれの事業も、現在の個体数調整の進捗や有害鳥獣の被害状況を踏まえ、国の財源による当該事業を継続してまいります。

次に、②猟友会の活動に対し、県独自の予算も活用した更なる支援を行うことについてでございますが、先ほど説明させていただいた指定管理鳥獣捕獲等事業のほか、県の独自事業として、狩猟事故・違反狩猟の未然防止を図るため、狩猟者の事故・違反防止や安全技術向上のための講習会の開催等を県猟友会に委託しているところです。

次に、③狩猟者の育成、確保の更なる推進を行うことについてでございますが、県では野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の育成、確保を図るため、狩猟免許試験回数の拡大や、試験の日曜日開催の実施、林業アカデミーや農業大学校等を対象とした講習会の開催や出前試験の実施などに取り組んでおります。

さらに、これから狩猟免許を取得しようとする若者を対象としたとくしまハンティングスクールを開講しており、運営については、徳島県猟友会に委託し実施しております。

説明は以上でございます。

井村委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第9号

これをもって、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（15時10分）